

平成 26 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

金沢大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	10
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	17
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 学習成果	33
基準7 施設・設備及び学生支援	37
基準8 教育の内部質保証システム	46
基準9 財務基盤及び管理運営	49
基準10 教育情報等の公表	55
<参 考>	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第7部会)

◎荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
小川雅弘	大阪経済大学教授
功刀滋	京都工芸繊維大学教授
○久米健次	奈良女子大学名誉教授
國分眞一朗	日本大学教授
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
大東俊一	人間総合科学大学教授
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
濱口哲	新潟大学教授
○馬場忠雄	滋賀医科大学名誉教授
前原澄子	京都橘大学客員教授
三位正洋	千葉大学名誉教授
○森正夫	公立大学協会相談役
山本泰	東京大学教授
○吉村昇	東北公益文科大学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

金沢大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 25 年度文部科学省大学COC事業に「地域の感性を備えた人材を育て社会を繋ぐ「地（知）」の拠点」が採択され、地域のインテリジェントライフ創造の拠点としての機能強化に取り組んでいる。
- 平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」と「大学教育再生加速プログラム」に採択され、国際化・グローバル化を図り、また教育課程・教育方法・学修支援環境の統合的な改革を進めていくこととしている。
- 平成 24 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「文化資源マネージャー養成プログラム」により幅広い知識と研究能力、国際的な視野を備えた人材を養成するため、国内外での研修・調査、国際ワークショップの運営を行っている。
- 平成 17 年度文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」に「分野混成チーム派遣によるモノづくり教育－消費者の立場で商品開発に携わる高度人材育成－」が採択され、事業期間終了後もMOT（技術経営）教育の拡充、博士後期課程での「産学連携イノベータ養成コース」の開設等、産学連携による実践力を養成する教育プログラムに発展させている。
- 平成 22 年度文部科学省「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」に「環境・エコ技術特別コースによる環境教育」が採択され、留学生と日本人学生の混成クラスを中心に英語による授業科目を導入し、産業界と連携して、資源循環、環境負荷低減に資する人材育成に向けた実践的教育を行っている。
- 学生の自主学习等のため時間外でも利用しやすいよう、キャンパス内の各建物はICカード付き学生証等で入室できるように管理されている。
- アカンサスポータル上に学習管理システムを整備し、学生間及び学生・教員間での議論や動画教材での事前指導等ができるように利便性を高め、学生の学習に役立てている。
- 平成 22 年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「社会的・職業的自立力を培う「金沢就業塾」」で開発したPBL型授業科目等の開発・改善を事業期間終了後も「中部圏における産学連携教育（インターンシップ）の推進と普及」等のプログラムに継続させ実施している。
- 平成 19 年度文部科学省学生支援GPに採択された「心と体の育成による成長支援プログラム－社会に幸せをもたらす生活の知恵を持った学生の育成－」で開発した講義群を共通教育特設プログラムとして発展させるとともに、学生支援プログラムとして継続して実施している。
- 全学のFD委員会により各部局のFD活動を取りまとめた『FD活動報告書』を作成しており、教育の質の向上や授業の改善等に係る問題点・課題等については、当該部局に対し改善のための適切な措置を求めており、部局へフィードバックするシステムを確立している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条において「金沢大学は、教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。また、教育、研究、社会貢献及び運営に関する理念と目標を大学憲章に以下のように定めるとともに、中期目標にも基本的な目標が明記されている。

「(略) 金沢大学は、本学の活動が21世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととし、その拠って立つ理念と目標を金沢大学憲章として制定する。

（教育）

- 1 金沢大学は、各種教育機関との接続、社会人のリカレント教育、海外からの留学、生涯学習等に配慮して、多様な資質と能力を持った意欲的な学生を受け入れ、学部とそれに接続する大学院において、明確な目標をもった実質的な教育を実施する。
- 2 金沢大学は、学生の個性と学ぶ権利を尊重し、自学自習を基本とする。また、教育改善のために教員が組織的に取り組むFD活動を推進して、専門知識と課題探求能力、さらには国際感覚と倫理観を有する人間性豊かな人材を育成する。(略)

各学域・学類の人材養成等に関する目的は、それぞれの学域規程に明確に定められている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第1条第1項に「金沢大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定し、さらに同条第3項で、修士課程、博士課程及び専門職学位課程の目的を明記している。

各研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、それぞれの研究科規程に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の 3 学域から構成されている。

- ・ 人間社会学域（6 学類：人文学類、法学類、経済学類、学校教育学類、地域創造学類、国際学類）
- ・ 理工学域（6 学類：数物科学類、物質化学類、機械工学類、電子情報学類、環境デザイン学類、自然システム学類）
- ・ 医薬保健学域（4 学類：医学類、薬学類、創薬科学類、保健学類）

平成 20 年 4 月に、それまでの教育組織である 8 学部・25 学科（課程）を上記の 3 学域・16 学類に再編・統合している。

これらのことから、学域及びその学類の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育（以下「共通教育」という。）は、大学における教育の重要事項を審議する教育企画会議の下に置かれた共通教育委員会を中心とした体制で実施されている。

共通教育科目に係る教育課程、履修等に関しては、共通教育委員会が所掌し、共通教育委員会は共通教育機構長を委員長とし、その下に 4 委員会（カリキュラム調整委員会、教務・学生委員会、予算・施設委員会、FD委員会）が置かれている。

また、共通教育科目に係る開講科目の企画及び担当教員の調整等の業務を行うため、カリキュラム調整委員会の下に 5 部会（全学共通科目企画部会、総合科目・テーマ別科目・一般科目企画部会、基礎科目企画部会、言語科目企画部会、シテカレッジ企画部会）が置かれている。さらに、総合科目・テーマ別科目・一般科目企画部会、基礎科目企画部会及び言語科目企画部会の下に 16 のグループを置いて、テーマ別科目、一般科目、言語科目を提供する責任主体としている。

共通教育機構には、専任教員は配置されていないが、助教以上の教員は、原則として、共通教育機構の 16 グループ（人間科学、文学言語歴史学、身体・スポーツ、人体医療、法学・政治学、経済学、教育学・芸術学、数学、物理学、化学、生物学、地学、情報、科学・技術、英語、初習言語・日本語）のいずれかに所属し、共通教育に当たる全学出動体制がとられている。各グループには、中核学類・センターが置かれ、共通教育科目に係る教育課程、履修等を所掌する共通教育委員会に当該学類・センターから委員を 1 人以上選出し、責任を持って授業を提供する体制となっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の5研究科から構成されている。

- ・ 教育学研究科（修士課程1専攻：教育実践高度化専攻）
- ・ 人間社会環境研究科（博士前期課程5専攻：人文学専攻、法学・政治学専攻、経済学専攻、地域創造学専攻、国際学専攻、博士後期課程1専攻：人間社会環境学専攻）
- ・ 自然科学研究科（博士前期課程6専攻：数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻、自然システム学専攻、博士後期課程6専攻：数物科学専攻、物質化学専攻、機械科学専攻、電子情報科学専攻、環境デザイン学専攻、自然システム学専攻）
- ・ 医薬保健学総合研究科（修士課程1専攻：医科学専攻、博士前期課程2専攻：創薬科学専攻、保健学専攻、博士後期課程2専攻：創薬科学専攻、保健学専攻、博士課程5専攻：脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻、薬学専攻）
- ・ 法務研究科（専門職学位課程1専攻：法務専攻）

平成21年4月の教育学研究科の単専攻組織への改組、平成22年4月の薬学科6年制に合わせた医学系研究科の博士前期課程の改組、平成24年4月の学士課程の学年進行に合わせた人間社会環境研究科及び自然科学研究科の博士前期課程、医学系研究科（改組後：医薬保健学総合研究科）の博士後期課程の改組、さらに、平成26年4月に専攻及び教育課程を見直した自然科学研究科の博士後期課程の改組を実施している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

1年制定員40人の別科として養護教諭特別別科が設置されており、養護教諭特別別科規程にはその目的が「看護師免許取得者及び取得見込者に対し、必要な特別の技能教育を実施し、養護教諭の資質能力を養成する。」と定められている。修得した看護師の免許科目を基盤に、教育現場に直結させた実践的な演習を教授内容とした養護に関する科目、教育の本質に関する講義とともに、附属学校等での養護実習を重視した教職に関する科目を履修させ、養護教諭の資質能力を養成することを目的としている。

これらのことから、別科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全国共同利用・共同研究拠点の附置研究所として、がん進展制御研究所が設置されている。また、グローバル人材育成推進機構（グローバル人材育成）、先端科学・イノベーション推進機構（基礎研究から産学官連携までの研究支援）、国際機構（国際関係）の3機構が設置されている。さらに、学内共同教育研究施設として学際科学実験センター、総合メディア基盤センター、外国語教育研究センター、環日本海域環境研究センター、大学教育開発・支援センター及び環境保全センターが、学内共同利用施設として資料館及び技術支援センターが設置されており、大学の目的である「教育、研究及び社会貢献に対する国民の要請にこたえるため、総合大学として教育研究活動等を行い、学術及び文化の発展に寄与すること」の実現を図っている。

大学設置基準第 39 条で定められた施設として、医薬保健学域の学生の教育研究施設である大学附属病院、医薬保健学域薬学類及び創薬科学類の学生の實習のために薬用植物園、教員養成課程の学生の教育実習のために5つの附属学校園が設置されている。

このほか、キャンパス外での地域ステーションとして、サテライト・プラザ（金沢市内）、小松サテライト及び珠洲サテライトが、首都圏における学生等の活動支援拠点として東京事務所が設置されている。

これらのことから、附属施設、センター等が、大学の教育・研究、社会貢献に向けた目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法で規定する教育研究評議会が設置されている。また、教授会組織として、人間社会学域、教育学研究科、人間社会環境研究科及び法務研究科の教育及び研究並びに管理運営に関する重要事項を審議するために人間社会系教育研究会議が、理工学域及び自然科学研究科の教育及び研究並びに管理運営に関する重要事項を審議するために理工系教育研究会議が、医薬保健学域及び医薬保健学総合研究科の教育及び研究並びに管理運営に関する重要事項を審議するために医薬保健系教育研究会議が置かれ、月1回以上開催されている。それらの下に、学類会議、研究科会議が置かれ、それぞれの教育研究会議から付託された重要事項を審議している。

また、教育全般に関する事項を審議する全学的組織として教育企画会議が置かれ、教育担当理事を議長として、各学類・研究科から選出された教授、附属図書館長、共通教育機構長、センター長代表等で構成されており、月1回以上開催して全学の教育課程や教育方法等の必要な事項について審議が行われている。

共通教育に関しては、全学的組織として共通教育委員会が置かれ、共通教育に係る教育課程、履修等の必要な事項について、年6回程度開催され、審議を行っている。

さらに、各学類・研究科においては、各学類等における教育全般に関する事項を審議するため、それぞれ教務委員会、教務学生生活委員会等が置かれている。教務委員会等は各学類等の定めにより月1回以上開催され、専門教育に係る教育課程、履修等の必要な事項について審議が行われている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

平成20年4月の学域学類制の導入と併せ、それ以前には同一であった教育組織と研究(教員)組織を、教育組織である学域・学類及び研究科と、研究(教員)組織である研究域・系に分離している。教育に当たっては、研究域・系に所属する教員を専任教員等として、学類や研究科を担当させることにより、教員の所属に関わりなく機動的に教育を担当できる体制が整備されている。

研究域・系に所属する教員は、原則として対応する学域の一つの学類の専任教員となるほか、ほかの一つの学類の兼任となることができる。研究域・系に所属していない、がん進展制御研究所、学際科学実験センター等の教員も、専任教員や研究指導教員として学士課程や大学院課程の教育を担当している。それぞれの教員組織(研究域・系)及び教育組織(学域・学類、研究科)では、学則に基づき、学域長、研究域長、研究科長、学類長、系長及び専攻長を置いており、それぞれの組織の責任体制を明確にしている。

共通教育に関しては、共通教育機構を責任組織とし、その下で共通教育に対して助教以上の全学出動体制をとっている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人間社会学域：専任200人(うち教授123人)、非常勤157人
- ・ 理工学域：専任257人(うち教授106人)、非常勤84人
- ・ 医薬保健学域：専任274人(うち教授97人、薬学類実務家教員4人)、非常勤123人

薬学類における専任の実務家教員数についても、大学設置基準の定める必要教員数を満たしている。

各学類の専門科目のうち教育上主要と認める授業科目について、平成26年度においては、専任の教授又は准教授がその87.9%を担当し、講師及び助教も含めた担当率は91.9%であり、他学類の専任教員をも含めた担当率は97.4%である。

共通教育においては、導入科目2科目、全学共通科目1科目が必修となっており、専任教員の担当率は97%となっている。また、選択必修科目である「英語Ⅰ（コミュニケーション）」の担当比率は60%となっており、非常勤講師として外国人教員を配置していることが要因となっている。なお、非常勤講師が授業を行う場合は、組織的な責任体制を構築するため、専任教員を責任者として配置し、授業実施や成績評価の際において、指導・助言を行っている。

また、演習、実験、実習等の授業を補助する職員として、人間社会研究域に2人及び理工研究域に3人の助手を配置している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員68人（うち教授40人）、研究指導補助教員0人
- ・ 医薬保健学総合研究科：85人（うち教授48人）、研究指導補助教員0人

〔博士前期課程〕

- ・ 人間社会環境研究科：研究指導教員149人（うち教授92人）、研究指導補助教員0人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員290人（うち教授125人）、研究指導補助教員0人
- ・ 医薬保健学総合研究科：研究指導教員83人（うち教授46人）、研究指導補助教員15人

〔博士後期課程〕

- ・ 人間社会環境研究科：研究指導教員103人（うち教授77人）、研究指導補助教員0人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員226人（うち教授132人）、研究指導補助教員13人
- ・ 医薬保健学総合研究科：研究指導教員61人（うち教授41人）、研究指導補助教員28人

〔博士課程〕

- ・ 医薬保健学総合研究科：研究指導教員137人（うち教授61人）、研究指導補助教員3人

〔専門職学位課程〕

- ・ 法務研究科：16人（うち教授11人、実務家教員4人）

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の年齢構成は、25～34歳：6.8%、35～44歳：35.2%、45～54歳：33.1%、55～64歳：21.9%であり、各学域においても35歳から64歳の各年齢の構成はおおむね30%と適切なものとなっている。

教員採用に当たっては、すべての部局において公募制をとっている。平成26年5月1日時点で、外国人教員数は28人（2.6%）、女性教員数は181人（16.6%）である。

特任教員制度、テニユア・トラック制度を実施しており、平成19～26年度までに計35人をテニユア・トラック教員として採用し、うち9人にテニユアを付与している。このほか、サバティカル制度を平成25年度に導入し、平成26年6月までに6人が活用している。

女性教員に係る取組としては、平成 20 年度に男女共同参画キャリアデザインラボラトリーを設置し、育児・介護中の研究者を支援する研究パートナー制度の実施、Skilled Specialist（高度技術専門職員）の採用を行っている。これまで延べ 128 人の研究パートナーを採用し、延べ 127 人の女性教員に対し支援を行っている。また、Skilled Specialist は、これまで計 3 人を採用している。これらの取組は、平成 20 年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業に採択され、事業終了後も取組を継続している。さらに、平成 25 年度において、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（拠点型）」に採択され、北陸地域の高等教育機関、公設試験研究機関、企業等の他機関とネットワークを構築し、北陸地域の広域的な研究活動活性化を目指しており、今後の成果が期待される。平成 24 年度には「金沢大学の女性教員の現状と課題」で部局ごとの現状と課題についての分析を行い、今後の女性教員比率の向上を目指している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任のための選考に関し、教員選考基準を設けており、職階ごとに必要な資格を定めている。選考に当たっては、平成 21 年 1 月に教育職員の採用・昇任に係る選考手続きに関する規程を定め、各研究域における教員選考の結果等を審議する教員人事会議を設置することや、教員の採用及び昇任に関する選考手続き等を定めている。

教員の採用や昇任の際の学士課程における教育上の指導能力や大学院課程における教育研究上の指導能力の評価は、選考時に書面審査を行うとともに、必要に応じて模擬授業を実施するなど、多様な方法により行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員評価は、教員評価大綱に基づき、全学教員評価委員会を中心に実施されている。2 年に 1 度、教員評価システムにより、教育、研究、社会貢献、診療及び管理運営の各領域に係る過去 2 年間（研究は 5 年間。）の教員個々の活動について、自己評価を行った上で所属長による評価を実施するとともに、その総評点分布を 2 年ごとにウェブサイトで公表している。

評価の結果、所属長から「問題があり改善を要する」とされた教員については、活動改善計画書を所属長に提出させ、所属長による指導・助言を行い、教員の活動の改善に努めている。

評価結果の処遇への反映等についても、全学教員評価委員会において検討している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を支援するための基盤的組織として、以下の事務職員を配置している。学務、厚生補導等を担う事務組織として、全学の学生を支援する学生部の学務課及び学生支援課には、事務職員 48 人（「非常勤

金沢大学

職員を含む」以下同じ。)を配置しており、各学域及び研究科の学生を支援する系事務部には、人間社会系事務部学生課に事務職員 23 人、理工系事務部学生課に事務職員 17 人、医薬保健系事務部学生課及び薬学・がん研支援課に事務職員 21 人を配置している。また、主に留学生を支援する組織として、国際機構支援室に事務職員 18 人を配置している。さらに、図書館業務を行う職員として、情報部情報サービス課に司書 9 人を含む 51 人（うち学生非常勤職員 29 人）を配置している。また、教育活動の支援や援助を行う職員として、各学域、技術支援センター、学際科学実験センター及び環日本海域環境研究センターに計 141 人の技術職員を配置している。

演習、実験、実習等の授業を補助する職員として、人間社会研究域に 2 人及び理工研究域に 3 人の助手を配置し、さらに、学域及び研究科の修士（博士前期）課程で実験等を実施する際の補助者として T A を活用している。平成 25 年度には、教育学研究科及び人間社会環境研究科を除いた研究科並びに学域で T A を活用しており、従事者数は 869 人、活用時間数は計 38,978 時間である。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程においては学類ごとに（保健学類では専攻ごとに）、大学院における各課程については専攻ごとに、また、養護教諭特別別科においても入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定めている。

なお、学士課程では全学類において、入学者受入方針の中で「求める人材」とともに「入学までに身につけておいて欲しい教科・科目等」を併せて記述し、入学に際して必要な基礎学力を明示している。

大学院課程では、多様な学問的背景を持った学生を受け入れている医薬保健学総合研究科修士課程のように明示が困難な課程や、同研究科医学博士課程や教育学研究科修士課程のように、必要とされる基礎学力が出願資格に含まれている課程以外では、入学者受入方針において「求める人材」と併せて必要とされる基礎学力について記述している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学資格は、学校教育法及び同法施行規則に従い、学則第42条、大学院学則第9条及び養護教諭特別別科規程第5条で定めており、すべての選抜区分における選抜要項で、この入学資格を踏まえた出願資格を明記している。

入学者選抜については、学士課程（編入学を含む）、大学院課程ともに、入学者受入方針に沿ってふさわしい能力や個性を持った人材を受け入れるための複数の選抜区分を設けている。学士課程においては、一般入試、推薦入試、AO入試、帰国子女入試、私費外国人留学生入試等を実施している。

教育学研究科以外の研究科のうち博士前期課程の11専攻、博士・博士後期課程の12専攻では10月期入学の選抜試験を募集人員若干名として実施している。また、1年課程の養護教諭特別別科（募集人員：40人）では、看護師免許又は看護師国家試験の受験資格を有する者を対象として入試を実施している。

一方、留学生、社会人、編入学生等の特別選抜については、学士課程・大学院課程いずれの学類・専攻においても、入学者受入方針に示した求める人材像は、一般入試と基本的に同一である。

留学生については、私費外国人留学生を対象とした特別入試を全学類・専攻（法務研究科を除く。）で実施している。大学院課程については、人間社会環境研究科は北京師範大学研究生院、中国人民大学と、また、自然科学研究科はベトナム国家大学ハノイ自然科学大学、チュラロンコン大学（タイ）、バンドン工科大学（インドネシア）と、それぞれ二重学位（ダブル・ディグリー）プログラムを実施し、各提携校の志願者に対し、推薦書、研究計画書、日本語能力証明書等を含む書類の審査及び口述試験による選抜を実施している。

社会人選抜は大学院課程において各研究科の全専攻で実施しており（法務研究科及び医薬保健学総合研究科博士前期課程創薬科学専攻を除く。）、そのうち人間社会環境研究科博士前期課程法学・政治学専攻、経済学専攻、地域創造学専攻では、仕事を続けながら短期間で修士の学位取得を目指す社会人を対象とした短期（1年）在学型選抜を実施している。

学士課程編入学試験については、専門的な知識や多様な経験を有する者を選抜するために、3学域9学類でそれぞれの入学者受入方針に対応した特色ある選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜試験に関する全般的な事項は、教育担当理事を議長とする教育企画会議の下に設置している入学試験委員会で企画・立案が行われている。編入学試験に関しては、実施学類の学類会議の下に入試関係委員会が設置され、企画、立案、実施について審議されている。

学士課程の一般入試に係る問題作成は、各出題教科科目及び小論文等の問題の具体的な作成業務に当たる問題作成委員、問題作成全般にわたる事項を審議する問題作成代表委員会、問題の点検業務を行う点検委員、すべての問題を全体的な視点から点検・調整する調整会議による問題作成・点検体制がとられている。問題の作成、点検、調整それぞれについては、実施上の留意事項・チェック項目を定め、出題ミス防止に努めている。

推薦入試、AO入試、帰国子女入試、私費外国人留学生入試に係る問題作成は、実施学類において学類会議の下に問題作成委員会及び点検委員会を設置し、作成した問題案は学類内での点検を経た後に大学全体として最終点検と調整を行う体制としている。編入学試験は実施学類において学類会議の下に問題作成委員会及び点検委員会を設置し、作成と点検を行っている。

試験実施当日は、各学類長を長とする試験場本部を各学類試験場に設置し、統括組織である試験実施本部と連絡を密に取りながら個別試験を実施する。試験監督及び室外連絡員は、入学試験委員会で定めた基準に従って配置している。

推薦入試については、実施学類の学類会議の下に置かれた試験実施委員会が統括している。試験監督、面接委員も当該学類から選出され、自学類の試験の実施に当たっている。

大学院課程における入学者選抜試験は、研究科会議代議員会の下に置かれ、各研究科長を委員長とする入試委員会が統括し、企画、立案、実施について審議している。

問題作成は、各研究科会議の代議員会の下に置かれた入試委員会が各専攻に問題作成を指示するとともに、提出された問題案を入試委員会で点検することとなっている。

大学院入試の試験実施当日は、各研究科長を委員長とする試験実施委員会がそれぞれの課程・専攻の試験実施を統括する。各専攻から選出された試験監督、面接委員が自専攻の試験の実施に当たっている。

なお、すべての入試について、入試ミス防止のため、各学類等において、試験実施マニュアルやチェックボックスを作成しチェック体制の強化を図っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程での入学者受入方針に沿った学生受入の検証については、毎年度、教育企画会議の下に設置した学生募集委員会が教科科目別の各学類の得点分布、センター試験と個別試験の相関関係等の分析を行い、

学力の面で求める人材が獲得できているかどうかを検証し、入学試験委員会で報告している。各学類では同報告及び各学類それぞれで行った分析と検証の結果に基づき、試験方法等の改善について入試関係委員会で検討が行われている。

また、教育企画会議の下に設置された入試制度検討委員会及び教務委員会では、中長期的な観点からの分析を行っており、各学類ではこれらも参考に長期的視点から学生受入の在り方について検証・改善を行っている。大学院課程についても、特に、改組を機に各研究科会議代議員会の下で入試関係委員会が検証・改善を行っている。

検証結果に基づいた入試方法等改善の具体事例としては、教科の必須化、配点見直し、口述試験の実施等がある。また、医薬保健学総合研究科修士課程医科学専攻では、指導教員を通じた留学生からの意見聴取を基に、平成23年度入学試験から外国人留学生特別選抜に渡日前入学許可制度を導入し、インターネット入試（インターネットテレビ電話サービスを利用した面接試験）等の実現により、試験に係る学生の負担の軽減を図っている。さらに、法務研究科では、これまでの入学試験結果を踏まえ、平成26年度入学試験において、試験日程をAからCの3日程に分割して実施することとしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成24年度に改組された医薬保健学総合研究科（修士課程・博士前期課程・博士後期課程・博士課程）、人間社会環境研究科（博士前期課程）及び自然科学研究科（博士前期課程）については、平成24～26年の3年分、また、平成26年度に改組された自然科学研究科（数物科学専攻及び電子情報科学専攻を除く博士後期課程）については、平成26年度の1年分。）

〔学士課程〕

- ・ 人間社会学域：1.03倍
- ・ 人間社会学域（3年次編入）：0.54倍
- ・ 理工学域：1.06倍
- ・ 理工学域（3年次編入）：1.30倍
- ・ 医薬保健学域：1.00倍
- ・ 医薬保健学域（2年次編入）：1.00倍
- ・ 医薬保健学域（3年次編入）：0.39倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：0.74倍
- ・ 医薬保健学総合研究科：1.06倍

〔博士前期課程〕

- ・ 人間社会環境研究科：1.15倍
- ・ 自然科学研究科：1.17倍
- ・ 医薬保健学総合研究科：0.96倍

〔博士後期課程〕

- ・ 人間社会環境研究科：1.34倍

金沢大学

- ・ 自然科学研究科：0.80 倍
- ・ 医薬保健学総合研究科：1.23 倍

[博士課程]

- ・ 医薬保健学総合研究科：0.97 倍

[専門職学位課程]

- ・ 法務研究科：0.68 倍

[別科]

- ・ 養護教諭特別別科：0.90 倍

人間社会環境研究科（博士後期課程）については入学定員超過率が高く、法務研究科（専門職学位課程）については入学定員充足率が低い。また、一部の3年次編入学においては、入学定員充足率が低い。

入学定員充足率が必ずしも適正とはいえない状況となっている学域等の編入学及び研究科・専攻では、追加募集の実施、新しい教育課程の作成や定員配置の見直し、広報活動の強化等の入学定員適正化に向けた取組を行っている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に則り、そこで目指している学習成果を達成するため、すべての学類において教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に定めている。

例えば、経済学類では「初年度には経済学を学ぶにあたっての基礎的なツールとなる「経済数学」や、経済学への興味関心を高めることを目的に配置した「総合講義」を履修して、2年次以降に本格化する専門科目の履修に備える。専門科目として開講される科目の大部分は選択科目であり、各自の興味に応じて自主的に履修計画を作成することができるが、共通フレームワークとしての位置付けを持つ科目を学類共通科目（13科目）として配置し、そこから5科目（10単位）を履修することが卒業要件となっている。なお、2年次から経済理論・経済政策コース、経営・情報コース、比較社会経済コースのいずれかに配属されるが、各コースが設定したコース選択必修科目から少なくとも6科目12単位修得することが卒業要件となっている。また、3年次から、各自が興味を持つ専門演習に配属され、専門分野をより深く探求する。演習では、研究指導を目的とした特別研究（3年次）、卒業研究（4年次）の履修が可能である。」と定めている。

また、医学類では「初年度に行う「早期臨床体験」により、医学類に入学した学生に対して、6年間の勉学の目標を見極めさせる。その上で2年次以降、基礎医学と臨床医学を関連づけて学べるような統合的カリキュラムを編成する。少人数で行う実習やチュートリアル教育をとりいれ、課題探求型の自己学習を指導する。」と定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学位授与方針で目指している学習成果の達成に向けた教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的に教育課程を編成している。

教育課程は、共通教育科目と専門科目のくさび形配置を基本形とし、学域学類制の理念である経過選択制を実質化するための学域共通科目、学類共通科目、コース専門基礎科目、コース専門科目等の段階的配置を行っている。

このように編成された体系的な教育課程を受講学生に明示するため、それぞれの学習成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示したカリキュラム・マップ、学習成果の達成に向けてどのような授業科目が関連し年次配当されているかを示したカリキュラム・ツリーをそれぞれの学域・学類等で策定し、ウェブサイトで公開している。

なお、3学域において計13種の学類分野の学士の学位（文学、法学、経済学、教育学、地域創造学、国際学、理学、工学、医学、薬学、創薬科学、看護学、保健学）を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

既存の学問領域を超えた幅広い知識と能力を持った人材を育成するため、平成20年4月に従来の学部学科制を発展的に改組し、3学域・16学類の教育体制としている。この学域学類制の導入に伴い、入学単位を学類とし2年次以降に学類内コースに配属させる経過選択制によって緩やかな専門化を行い、また全学規模での副専攻制を導入している。同時に、教育組織と研究組織を分離し、社会からの要請や学術の発展動向に柔軟に対応できる組織編成を行っている。

基盤的な共通教育科目や専門科目を開講するとともに、学類共通科目を主体に科目群を編成した副専攻制度を整備し、他学類の授業科目の履修を可能にしている。また、1年未満の派遣留学生制度を整備し、一部の学類では海外での実習等を取り入れた授業を実施している。さらに海外の大学と交流協定を結び、115校（平成25年5月現在）と「学生交流に関する覚書」を締結し、単位互換を行っている。国内では、いしかわシティカレッジ事業に参加する県内20校の大学間で単位互換を行っている。個別部局の取組として、医学類では、最新の基礎・臨床研究の成果を反映したオムニバス形式の「特別講義」の開講や、人間社会学域（学校教育学類を除く。）や理工学域においてインターンシップによる実習科目が開講されている。

キャリア形成支援については、「社会的・職業的自立力を養う「金沢就業塾」において、正課の共通教育特設プログラム「キャリアディベロップメント」プログラムと併せて正課外キャリアラーニングイベント等を実施するとともに、「就業基礎力12の力」の指標を開発し、ポータルサイト（以下「アカンサスポータル」という。）内に同指標による自己分析のためのサイトを構築している。この取組は、平成22年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択されている。また、「中部圏の地域・産業界との連携を通じた教育改革力の強化」が、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマA】」（幹事校：三重大学）に平成24年度に採択され、中部地域の大学と連携し、既存の授業科目におけるアクティブ・ラーニングの研究開発と導入拡充を行っている。さらに、「中部圏における産学連携教育（インターンシップ）の推進と普及」が、【テーマA】の成果を踏まえつつインターンシップ等の取組拡大を図る「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」（幹事校：名古屋産業大学、当該大学は北陸

ブロックの代表校) に平成 26 年度に採択され、地域団体等と連携し、インターンシップ等のマッチングや専門人材の養成等の取組を支援している。なお、正課の共通教育特設プログラム「キャリアディベロップメント」プログラムは、その教育効果が高く評価され、経済産業省による「社会人基礎力を育成する授業 30 選」に選定されている。

平成 25 年度には、文部科学省「地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)」に「地域の感性を備えた人材を育て社会を繋ぐ「地(知)」の拠点」が採択され、知識と社会を結び付けられる行動力ある人材の育成、地域志向の研究の推進、遠隔地教育システムを用いた公開講座等による地域のインテリジェントライフ創造拠点としての機能強化等に取り組んでいる。

平成 26 年度には、文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援(タイプB:グローバル化牽引型)」に「徹底した国際化による、グローバル社会を牽引する人材育成と金沢大学ブランドの確立」が採択され、教育・国際・研究とガバナンスに関する7つの基本戦略を策定し、それに基づいた大学改革を実現し、国際化・グローバル化を進めることで、東アジアの地の拠点として機能強化を目指すこととしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全学的に共通教育のくさび型の配置や専門教育における階層型教育プログラムの構造を採用しており、共通教育と専門教育のバランスをとるように配慮されている。授業形態として専門教育においては、講義と実験、演習及び実習を組み合わせることでバランスよい科目配置を行っている。

具体的な学習指導法としては、アクティブ・ラーニングを全学的に推進しているほか、少人数授業、事例研究型授業、対話・討論型授業、フィールド型授業等により、学習成果を上げるための様々な工夫が行われている。さらに、一部の大人数の講義科目においても、グループ討論やディベート、赤外線応答システムの利用等、双方向・多方向型の授業を実践している。

個別の特色ある取組としては、薬学類で、薬学同窓会と石川県薬剤師会が連携して設立した保険薬局において、薬剤師の指導の下、すべての学生が薬局実習として11週のうち最初の4週間の実習を行っていることが挙げられる。保険薬局は大学附属病院に隣接し、多岐にわたる事例を扱っていることから、実習生全員が、市内施設での実習前に、疾患の種類、処方せん枚数、服薬指導の回数等において偏りの無い実習を積むことができるようになっており、実習の後半では市内施設で、薬剤師の指導の下で薬学実務実習を行っている。

さらに、文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」等に採択され、既存の授業科目と連動させつつ新たな教育的取組を行っている。また、平成 26 年度には「大学教育再生加速プログラム(テーマI・II複合型)」に採択され、学域・学類の中核をなす科目群でのアクティブ・ラーニングの深化・充実、アクティブ・ラーニングに適した学修環境の活用・展開、学修過程・成果の可視化による学修評価の定量的評価を実施し、学生の主体性を涵養する教育課程・教育方法・学修支援環境の統合的な改革を進めていくこととしている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、授業・定期試験の期間を含めて前期・後期とも16週を、また、休講等に係る振替日等の対策として最低3週をそれぞれ確保しており、1年間の授業期間として、合計35週を確保している。

各科目の授業は、10週又は15週を単位として行っている。なお、授業科目の単位の算出方法は、学則第50条で、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、実験、演習等の授業形態ごとに基準を定めている。インターンシップ、野外実習等、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合も、実地学習のほか、事前・事後指導や報告書の作成を課すこと等により、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の教育効果を上げるよう努めている。

学生の自主的学習時間を確保するため、1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限（CAP制）を設けている。シラバスに「テキスト・教材・参考書等」「その他履修上の注意事項や学習上の助言」等を記載しており、また、アカンサスポータル上に学習管理システムを整備して授業時間外の双方向学習環境を確保し、授業の進行に沿った予習・復習の課題を提示している。アクティブ・ラーニングを導入している授業の一部では、授業時間外での受講生間での討論、情報収集についての助言等についても、アカンサスポータルを通して行っている。

平成25年度に授業外学習時間に関するアンケートが実施されているが、質問項目の立て方や質問への学生の理解に幅があるようであり、正確な授業外時間数を評価することは困難であるが、概数を単純に計算すると週平均15時間（平日1日換算：約3.0時間）となっている。今後の調査の一層の改善により、授業時間外の学習時間の的確な把握とその確保が望まれる。

これらのことから、十分な授業時間外学習時間が確保されているか否かは不明なものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、「授業科目名」「担当教員名」「授業の主題」「授業の目標」「学生の学習目標」「授業の概要（授業内容）」「評価の方法」「評価の割合」「テキスト・教材・参考書等」「履修条件」「その他履修上の注意や学習上の助言」「オフィスアワー等」等を記載し、ウェブサイトで公開している。

シラバスへの記載事項については、全学での申合せとして、成績評価基準を「学生がどのような成果を示すことができれば成績「合」となるかを記述したもの」と定義した上で学生の学習目標に記載し、また、授業時間外の学習についての具体的な内容を授業の概要に記載することとしている。しかし、時間外の学習について、具体的に示されていないものも散見され、また、15回の各回の概要等についての記載が不十分なものもあり、改善が望まれる。

シラバスの活用については、アンケートにより把握しており、平成25年度末に実施したアンケートでは「シラバスは履修計画や履修科目選択を行う上で役に立ったか」という問いに対し、回答者の75%が「大変役に立った」又は「ある程度役に立った」と回答している。また、「シラバスの記述によって授業時間外に行うべき具体的な学習について理解することができたか」という問いに対し、回答者の68%が「ほぼすべての授業科目において理解できた」又は「ある程度の授業科目において理解できた」と回答している。

大学ウェブサイトのシラバスにおいては、各科目の内容を参照しつつ時間割を作成し、履修登録を行うアカンサス学務情報システムにデータ送信できる機能が設けられており、学生が科目選択を行う際の利便を図っている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力が不足している学生のための取組が実施されている。

例えば、初年次の全学生を対象とする共通教育言語科目のうち「英語Ⅰ」については、重点スキルごとに分類した4種類（コミュニケーション、ライティング、リスニング、リーディング）のほかに、基礎学力養成のための「英語Ⅰ（基礎演習）」及び「英語Ⅰ（一般）」を設けており、「英語Ⅰ（基礎演習）」については、センター試験の英語の得点が基準点に満たない学生を対象として初年次の前期にのみ開講し、「英語Ⅰ（一般）」については、原則として、ほかの「英語Ⅰ」で不合格となった学生を対象として初年次の後期以降に開講することにより、それぞれの学生の基礎学力の向上が図られている。

このほか、各学類においても種々の取組が行われており、例えば、機械工学類・電子情報学類においては、1年次生のうち、前期に数学に関する単位を取得できなかった学生を対象として、後期に数学の補習教育を行っている。また、数物科学類及び環境デザイン学類においては、入学前の編入学生に対し、事前学習を課すこと等により、基礎学力が不足しないように配慮している。なお、理工学域では、留学生に対し留学生学習サポートルームを開設し、TAが数学・物理の学習サポートを行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

すべての学類において学位授与方針を明確に定めており、さらに、これに基づいた「期待される学習成果」が学類・コースごとに示されている。

例えば、学校教育学類では、「義務教育学校を中心とした学校の教員に必要な、次のような知識・技能・態度を備え、教員として学校現場の課題に応えられる人材を養成する。この人材養成目標に到達した者に学士（教育学）の学位を授与する。①教科等（道徳・特別活動を含む）の専門知識と、児童生徒の実態に合わせてそれらを教授するための知識・技能・創造的思考力。②児童生徒の実態を観察・理解し、コミュニケーションにもとづいて児童生徒の自主的自治的活動を支援するための知識・技能・態度。③学校教育・学校組織とそれを取り巻く現代社会と世界の諸問題についての知識・理解力・分析力。④自己の教員としての資質を省察し、個性的な教員としての自己形成を目指すための知識・技能・態度。⑤取得教員免許状の種類に応じた校種（小・中・特別支援・高等学校及び幼稚園）ごとの特徴的な教育内容と教育方法、および児童生徒等の理解と支援についての知識・技能。」と定めている。

また、学習成果を「①教科等（道徳・特別活動を含む）の内容を理解し、児童・生徒の実態に応じた教授方法を探求することができる。（教科等）②児童生徒への理解にもとづいてコミュニケーションを行い、

自主的自治的活動を支援することができる。(子ども理解) ③学校教育・学校組織とそれを取り巻く現代社会と世界の諸問題について、理解し判断することができる。(学校・社会) ④自己の教員としての資質を省察し、個性的な教員としての自己形成を目指すことができる。(自己省察) ⑤取得する教員免許の校種における教育内容・教育方法の特性を理解し、校種に応じた児童生徒等の理解と支援を行うことができる。(校種)」と定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-2 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、学位授与方針及び学習成果に基づいて策定されており、各科目の成績評価基準をシラバスの「学生の学習目標」に記載し、学生に周知を図っている。また、成績評価基準に基づく成績評価については、シラバスの「評価の割合」にそれぞれの評価項目の成績評価における割合を示した上で、履修規程第14条に基づき、学修達成度に応じ、S(90%以上)、A(80%以上90%未満)、B(70%以上80%未満)、C(60%以上70%未満)、不可(60%未満)の5段階又は合(60%以上)、否(60%未満)の2段階で評価しS、A、B、C及び合の評価に対し、単位を認定している。そのほか、当該大学以外の授業科目及び外部試験等の結果に基づいて当該大学で単位認定する授業科目については、単位認定と評価を行っている。

GPA(Grade Point Average)制度については、履修規程第15条で定め、全学的に実施している。なお、GPAは学類ごとに履修登録許可単位数の上限撤廃要件、コース配属、3年次の薬学類・創薬科学類の学類配属、奨学金給付対象者の選考、転学類・転コースの出願要件や選考等に活用されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-3 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性、厳格性を担保する組織的な取組として、成績評価の結果に対する不審等に対応するため、学生による異議申立てについて履修規程等に定め、全学的に実施している。

また、各学類において、種々の取組を行っており、例えば、模範解答の掲示、選択式問題の正答の掲示、新任教員に対する成績判定方法に係る研修等を実施している。

関連して、学習成果の指標の一つとして学類ごとの平均GPAの経年変化について分析を行っており、学類間における成績評価のばらつき等の情報を収集し、教員に周知することにより、成績評価の客観性の確保に努めている。しかし、一部の学域の教職科目群では「S+A」が80%と高く、成績評価に係る議論の進展が望まれる。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-4 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準のうち卒業に必要な修業年限及び修得単位数については、学則第59条に基づき各学域規程で、それぞれ定めている。

また、修業年限の特例措置として、早期卒業については学則第 60 条、修業年限の通算措置については学則第 39 条で要件を定めている。

卒業に必要な修得単位要件を含め卒業認定基準は、学類ハンドブック等に明示し、学生に周知を図っている。卒業認定基準に基づく卒業判定は、学類ごとに教務委員会において単位修得状況及び就学年数を確認した上で、各学類会議を経て各学域の教育研究会議で厳格に行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院では、学位授与方針に基づき、修了時まで身に付けるべき知識と能力を獲得させるため、各課程のすべての専攻で教育課程の編成・実施方針が定められている。

例えば、自然科学研究科博士前期課程環境デザイン学専攻では「専門分野の基幹となる本質的知識と深い洞察力の修得に加えて、知的好奇心と生涯学習意欲の涵養、課題設定および解決能力の育成に主眼を置いています。社会基盤、地球・地域環境、都市デザインに関わる自然科学に加え、人文・社会科学に関連する学際領域にも課題探求の視点を広げることが奨励するとともに、学会活動、共同研究、インターンシップなどを通して、他大学・他研究機関・民間との交流に学生を積極的に参加させることで、学際的知見を深化させます。」と定めている。

また、人間社会環境研究科博士後期課程人間社会環境学専攻では「総合性に富んだ高度に専門的な教育研究を行い、博士前期課程で培った専門的な知識と能力を基礎に、先端的研究や高等教育の担い手として独創性豊かな教育研究能力を発揮できる大学教員、研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。」と定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

博士前期課程及び修士課程における教育課程では、改組に際して基礎科目群と応用・先端科目群、実践実習科目群等の階層化を行うとともに、専攻ごとに履修モデルとして示している。

例えば、教育学研究科教育実践高度化専攻における学修到達目標は、「学校現場における問題解決能力の獲得と、そこに至るプロセスを理論的に他者に説明・伝達し、教育実践の高度化に向けて還元していく能力を獲得すること」となっている。1年次には「学校現場における問題解決能力の獲得」を目的として、全コース必修科目の「教育実践基礎研究」及び「教育実践応用研究」を履修している。「教育実践基礎研究」では授業の参観・分析・考察を通して、授業に対する認識を広げ、「教育実践応用研究」では、学校研究に関するフィールドワークを通して、学校研究の諸過程に必要な認識を深めている。並行して、座学により各コースの専門科目（各教科の特論・演習）を履修し、学校教育、教科教育、特別支援教育に関する学問的成果と、関連する諸科学の知見も含めた見識を獲得することとしている。2年次には、「学校現場における問題解決能力の獲得に至るプロセスを理論的に他者に説明・伝達し、教育実践の高度化に向けて還元していく能力を獲得する」ことを目的として、現職教員は勤務校において実践研究に取り組み、ストレートマスター（学部を卒業して入学した教職経験のない大学院学生）は修士論文に取り組むこととしている。

なお、専攻分野に応じて授与される修士の学位は、教育学、文学、法学、政治学、経済学、経営学、地

域創造学、国際学、理学、工学、医科学、創薬科学、保健学及び学術の計 14 種、博士の学位は、社会環境学、文学、法学、政治学、経済学、理学、工学、医学、薬学、創薬科学、保健学及び学術の計 12 種の名称を付与している。また、専門職学位課程では法務博士（専門職）の学位が授与される。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生のニーズや社会からの要請に応えるため、教育学研究科では、学校現場の教育課題に対応した高度な実践的指導力・応用力を持った人材を養成することを目的とした研究科の改組を行っている。また、グローバル化等を背景とする高度専門職業人材ニーズの多様化、学問領域の高度化・複雑化等に対応するため、人間社会環境研究科、自然科学研究科及び医学系研究科（改組後は医薬保健学総合研究科）を発展的に改組し、併せて、各専攻の学問領域に応じた教育プログラムに再編している。

さらに、これらの改組した 4 研究科以外の研究科においても、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応しており、各研究科において他研究科からの履修を認める、外国語による授業の実施、インターンシップによる単位認定、他大学院との単位互換等の種々の教育取組を行っている。

人間社会環境研究科では、「文化資源マネージャー養成プログラム」が平成 24 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択され、幅広い知識と研究能力、国際的かつ総合的な視野を備えた「文化資源マネージャー」を養成するため、博士前期課程と同後期課程を合わせた英語による 5 年一貫教育プログラムを編成し、5 か国の学生からなる国際チームにより、国内外での研修・調査、国際ワークショップの運営を行っている。

自然科学研究科では、「大学連合による計算科学の最先端人材育成」（代表校：神戸大学）が平成 19 年度「大学院教育改革支援プログラム」に採択され、参加大学と連携して計算科学の教育課程や教材の開発を行い、その成果に基づいて演習を中心とした最先端人材の育成を図っている。また、「分野混成チーム派遣によるモノづくり教育－消費者の立場で商品開発に携わる高度人材育成－」が平成 17 年度「派遣型高度人材育成協同プラン」に採択され、産官学が連携した商品開発を目指した新しいタイプの長期派遣型インターンシップの実施等を行っている。事業終了後には、MOT（技術経営）教育の拡充、博士後期課程での「産学連携イノベータ養成コース」の開設等、産学連携による実践力を養成する教育プログラムに発展させている。また、「日中韓環境・エコ技術特別コースによる環境教育」が、平成 22 年度「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」に採択され、日中韓の国境を越えて東アジアの持続可能な社会発展を支えるエコ・エンジニアを養成するため、留学生と日本人学生の混成クラスを中心に英語による授業科目を導入し、産業界と連携して、資源循環、環境負荷低減に資する人材育成に向けた実践的教育を行っている。

法務研究科では、多様な学生のニーズに対応するため、3 つの履修モデルを履修の手引きに掲載し、モデルに対応した教育課程を構成するとともに、これに基づいた履修指導を行っている。

これらのことから、研究科の改組、教育プログラムの再編、各種の教育プログラムの実施等を通じて、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

社会のニーズ等に対応するため、教育学研究科、人間社会環境研究科、自然科学研究科及び医学系研究科（改組後は医薬保健学総合研究科）を発展的に改組し、併せて教育プログラムの再編を行い、各研究科の授業では、主に少人数での対話・討論形式の授業形態を持つ講義と実験、演習、実習とを組み合わせ、また、研究室での演習や課題研究を同時に行うことにより、幅広い学識、高度の専門性とともに関心・課題解決力等の実践力を養成する教育を行っている。

さらに、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」や「大学院教育改革支援プログラム」に採択され、後者の事業で開発した授業科目は、事業期間終了後も自然科学研究科数物科学専攻の正課の授業科目として開講している。また、同事業で開発した計算科学のe-learning教材も同事業で連携した大学で共有され、教育に活用されている。

また、指導内容に応じて、対話・討論型授業、フィールドワーク型授業、講義と実習・演習の併用型授業、講義とグループ討論による事例研究の併用型授業等の指導方法が適切に組み合わせられている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によると、授業・定期試験の期間を含めて前期・後期とも16週を、また、休講等に係る振替日等の対策として最低3週をそれぞれ確保しており、1年間の授業期間として合計35週を確保している。

各科目の授業は、10週又は15週を単位として行っている。授業科目の単位の算出方法については、大学院学則第20、21条及び学則第50条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、実験、演習等の授業形態ごとに適切に基準を定めている。

学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間を確保するため、シラバスに「テキスト・教材・参考書等」「その他履修上の注意事項や学習上の助言」等を必要に応じて記載するとともに、学生が、学年又は学期の始めに、履修しようとする授業科目を研究科長に届出、その承認を得ることとしている。また、各研究科においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画についてあらかじめ明示している。

法務研究科では、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては42単位（うち6単位は法学未修者1年次の法律基本科目を含む。）を、2年次においては36単位を上限としている。また、在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位を上限としている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには「授業科目名」「担当教員名」「対象学生」「授業の主題」「授業の目標」「学生の学習目標」「授業の概要（授業内容）」「履修条件」「評価の方法」「評価の割合」「テキスト・教材・参考書等」「その他履修上の注意や学習上の助言」「オフィスアワー等」等を記載し、ウェブサイトで公表している。

平成25年度末に実施したシラバスに関するアンケートでは、約70%の学生が履修計画や履修科目選択

を行う上で「大変役に立った」又は「役に立った」と回答している。

また、学生が科目選択を行う際に利用できるよう、各科目の内容を参照しつつ時間割を作成し、履修登録を行うアカンサス学務情報システムにデータ送信できる機能を設けている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

すべての研究科で、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用し、社会人学生の要望に応じて、夜間（6・7限：18時15分から21時30分）又は学年暦における休講期間及び休日を利用して授業を開講している。研究指導については7限以降にも実施するとともに遠隔地の学生からの質疑にも電子メール等により対応し、事前に作成した授業科目履修計画表に基づき指導を行っている。平成26年5月1日現在で、14条特例の適用学生数は109人である。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

当該大学院における研究指導及び学位論文に係る指導については、大学院学則及び各研究科規程に規定するとともに、各研究科においては、複数教員による計画的な研究指導の体制を整備し、適切に指導を行っている。例えば、教育学研究科では、複数教員による指導体制をとり、出願時の研究計画調査票を踏まえて履修科目計画表を通じた指導を行っている。また、定期的な課題研究を通じて研究テーマの決定や研究方法論等について研究指導を行い、修了研究報告会（教育フォーラム）の実施、修士論文・修了研究報告書の概要を作成している。

なお、大学院学生に対する研究倫理に係る指導については、論文における引用の記載方法等、研究倫理を含めて指導している。医薬保健学総合研究科及び自然科学研究科ではCITI Japanプログラムを利用した「研究倫理研修」を実施しており、人間社会環境研究科においても研修導入の検討が行われている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

すべての研究科・専攻において、修了までに身に付けさせるべき知識と能力を学位授与方針として定めている。

例えば、自然科学研究科博士後期課程機械科学専攻においては、「人間や環境との調和性を考慮した科学技術の創成が切望されている現代において、あらゆる産業におけるモノ作りの基盤となる「機械工学」

が果たす役割は極めて大きい。本専攻では人間や自然と調和する、より高度で柔軟かつ知能的な機械システム創出に貢献するため、機械工学のみならず、人間科学や環境科学などの広範な学問分野において幅広い視野と高い専門性・国際性を有し、社会や学問の変化に柔軟に対応できる、豊かな人間性と独創性を備えた人材の育成を組織的に行う。

所定の単位数を修得することにより上記学識と素養を身につけると共に、自立した研究や高度な専門技術業務を遂行しうる能力と知識を習得していること、及び博士論文の審査に合格することが学位（博士）授与の主たる要件である。」と定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、学位授与方針に基づいて策定しており、成績評価基準をシラバスに記載し、学生に周知を図っている。また、成績評価基準に基づく成績評価については、シラバスの評価の割合の欄に、授業中の発表の評価、試験の成績等の評価項目と各項目の割合を示した上で学習達成度に応じて、大学院学則第22条に定めるとおり、S（90%以上）、A（80%以上90%未満）、B（70%以上80%未満）、C（60%以上70%未満）、不可（60%未満）の5段階又は合（60%以上）、否（60%未満）の2段階で評価している。

法務研究科においても、成績評価基準を設定し、ウェブサイトで公表している。成績評価方法については、履修科目等に応じ、5段階評価又は2段階評価とし、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針を設定している。また、成績評価における考慮要素については、定期試験、小テスト、レポート等としており、これらは履修の手引及びシラバスに記載している。

GPA制度については、人間社会環境研究科博士前期課程、教育学研究科、自然科学研究科、医薬保健学総合研究科修士課程医科学専攻、法務研究科において実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性、厳格性を担保する組織的な取組として、成績評価の結果に対する不審等に対応するため、学生による異議申立て制度を定め、その旨を記載した大学院便覧を学生に配布し、周知を図っている。

このほか、成績評価については、全学の大学院委員会において、過去のデータを基に成績評価分布等についての調査を行っている。同委員会では、各研究科における成績評価分布データの公表について検討することとしており、同データの公表により、評価基準のばらつきを改善し、より客観的な成績評価の実現につなげることを検討している。また、法務研究科においては、問題の難易等による成績のばらつきを避け、厳格な成績評価を行う方策として、素点による絶対評価を原則としながら、S、Aには受講生に対する割合で上限を設定し、一部相対評価を導入している。また、各学年の必修科目を1科目でも修得できなかった学生に対する原級留置を基本としながら、未修得の必修単位が1科目であり、かつ、当該学年のGPA値が2.00以上の場合には、例外的に進級できることとしている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

法務研究科を除くすべての研究科において、学位授与方針に沿った学位論文の審査基準を研究科ごとに策定し、ウェブサイト等での公表により、学生に周知を図っている。これらの研究科における修了要件は、大学院学則第28条及び学位規程に基づいて、各研究科規程に定め、大学院便覧、各研究科の研究指導要領等に明示し、入学時のガイダンスやオリエンテーションで学生に配布することにより、周知を図っている。また、修了認定は、修了単位及び在学年限に係る要件を充足し、学位論文の審査並びに最終試験に合格した者について行っている。学位論文の審査は、学位論文審査委員会を各研究科に設置し、行っている。研究倫理に係る学位論文審査の状況については、教員が論文を審査する際に、全学で導入されている剽窃検知・独自性検証ツールでチェックを行っている。また、自然科学研究科では、平成26年度から学位論文審査結果報告書に、学位論文及び参考論文に不適切な引用や剽窃が無いことを指導教員が確認したことを記載するなどの取組を行っている。

法務研究科における修了要件については、法務研究科規程において標準コース及び短縮コースの区分に従い定めている。また、修了認定基準については、履修の手引きに掲載し、すべての学生に配布するとともに、研究科ウェブサイトに掲載し、学生に周知を図っている。修了認定については、法務研究科会議において、修了認定基準に従い適切に審議決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成25年度文部科学省大学COC事業に「地域の感性を備えた人材を育て社会を繋ぐ「地（知）」の拠点」が採択され、地域のインテリジェントライフ創造の拠点としての機能強化に取り組んでいる。
- 平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」と「大学教育再生加速プログラム」に採択され、国際化・グローバル化を図り、また教育課程・教育方法・学修支援環境の統合的な改革を進めていくこととしている。
- 平成24年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「文化資源マネージャー養成プログラム」により幅広い知識と研究能力、国際的な視野を備えた人材を養成するため、国内外での研修・調査、国際ワークショップの運営を行っている。
- 平成17年度文部科学省「派遣型高度人材育成協同プラン」に「分野混成チーム派遣によるモノづくり教育－消費者の立場で商品開発に携わる高度人材育成－」が採択され、事業期間終了後もMOT（技術経営）教育の拡充、博士後期課程での「産学連携イノベータ養成コース」の開設等、産学連携による実践力を養成する教育プログラムに発展させている。
- 平成22年度文部科学省「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」に「環境・エコ技術特別コースによる環境教育」が採択され、留学生と日本人学生の混成クラスを中心に英語による授業科目を導入し、産業界と連携して、資源循環、環境負荷低減に資する人材育成に向けた実践的教育を行っている。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学の学士課程では、医薬保健学域の医学類及び薬学類を除き、留年（原級留置）制度をとっていない。学士課程での学生の進級の状況をまとめると、平成25年度における留年率（標準修業年限を超えて在籍している者）は、人間社会学域（3.5%）、理工学域（4.9%）、医薬保健学域の保健学類（0.2%）、創薬科学類（13.6%）である。医学類では、5年次進級まで学年ごとに留年（原級留置）制度を置き、1年次から4年次までの留年率は0.9%、6.3%、2.5%、4.9%である。薬学類では、5年次進級時に留年（原級留置）制度があり、4年次の留年率は0%である。

平成25年度の大学院課程での留年率は、修士課程では、教育学研究科（7.2%）、医薬保健学総合研究科（0%）、博士前期課程では、人間社会環境研究科（11.1%）、自然科学科学研究科（1.0%）、医薬保健学総合研究科（0%）、博士後期課程では、人間社会環境研究科（27.1%）、自然科学科学研究科（9.2%）、医学系研究科（30.0%）、博士課程においては、医学系研究科（28.5%）となっている。

また、専門職学位課程の法務研究科においては、留年（原級留置）制度を備えているため各年次に留年者が在籍しており、平成25年度における1年次から3年次までの留年率は、18.2%、36.0%、17.6%である。

学士課程における標準修業年限内の卒業率は、学域学類制度の下で卒業生を初めて送り出した平成23年度以降、人間社会学域（平均83.0%）、理工学域（平均83.3%）、医薬保健学域（平均94.3%：6年制である医学類及び薬学類は平成25年度の卒業生のみ。）である。

また、大学院課程における標準修業年限内の修了率は、平成21年度以降、修士課程で平均83.4%、博士前期課程で平均90.4%である一方、博士後期課程で平均55.3%、博士課程で平均40.0%となっており、専門職学位課程については平均58.7%となっている。

標準修業年限×1.5年内の卒業・修了率は、平成25年度の学士課程においては、人間社会学域（95.0%）、理工学域（93.3%）、医薬保健学域（97.5%：医学類・薬学類は平成25年度に初めての卒業生を輩出したため除く。）である。また、大学院課程については、平成21年度以降、修士課程で平均91.0%、博士前期課程で平均92.9%、博士後期課程で平均69.1%、博士課程で平均53.2%となっており、専門職学位課程については平均82.0%となっている。

人材の養成に関する目的について、学士課程では「発展的で幅広い専門外の知識や現代的な教養と専門的素養」を、大学院課程では「専門性と学際性・総合性を備えた人材の養成」を掲げており、卒業・修了要件の単位を修得することにより、その目的を達成することとなるが、更なる幅広い知識の修得に向け、

多くの学生が卒業・修了要件以上の単位を修得している。その結果、平成 25 年度の標準修業年限内卒業・修了者のうち、卒業要件単位数を超える単位を修得した者の割合は、学士課程においては、人間社会学域で 96.4%、理工学域で 96.5%、医薬保健学域で 96.8%となっており、卒業必要単位数より 5～10%程度多い単位を修得して卒業する学生が多い。また、大学院課程における同割合について、修士課程においては、教育学研究科で 51.9%、医薬保健学総合研究科で 61.5%、博士前期課程においては、人間社会環境研究科で 63.0%、自然科学研究科で 65.9%、医薬保健学総合研究科で 24.7%、博士後期課程においては、人間社会環境研究科で 100%、自然科学研究科で 55.6%、博士課程においては、医学系研究科で 50.0%、専門職学位課程においては、法務研究科で 40.0%となっている。

資格取得の状況について、教員養成を目的とした人間社会学域学校教育学類では、卒業要件として小学校教諭一種免許状を含む 2 種類以上の教育職員免許状の取得を課している。医師、薬剤師、看護師等の養成を目的とした、医学類、薬学類及び医学保健学域保健学類のそれぞれの卒業生における各種国家資格取得状況について、平成 26 年 3 月卒業生においては、いずれも合格率が全国平均を上回っており、医療、薬学等の専門的知識等を身に付けるという各学類の学位授与方針に則った一定水準の学習成果を上げていると考えられる。なお、平成 25 年度の薬剤師の合格率について、薬学類の新卒者、旧薬学部の既卒者及び 4 年生課程卒業後に受験資格を得た者の総計の合格率が全国 1 位となっている。

また、法科大学院における司法試験合格率は、標準コースの合格率(累積)で 20.7% (全国平均 18.8%)、短縮コースの合格率(累積)で 31.8% (全国平均 39.9%) となっている。

卒業(修了)研究、学位論文等については、専門職学位課程を除き、全学類・研究科において、卒業(修了)研究・学位論文を必修化しているか、もしくはそれに相当する必修科目を設定しており、審査基準等を設け、組織的に厳格な審査を行っている。これらの取組により、学位論文等については、一定水準を確保している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学習の到達度や満足度に関しての調査の一つとして、医学系研究科博士課程(改組後は医薬保健学総合研究科)を除き、在学生に対して、学域共通、さらに各学類・研究科で、学期ごとに授業評価アンケートを行っている。医学系研究科博士課程においては、修了者対象のアンケートを行い、学生の自己評価による達成度や満足度を調査している。

授業評価アンケートの結果から、例えば、人間社会学域では「授業の理解度」や「授業への興味」「知識・視野の拡大」といった項目で高い評価が得られており、学生が理解を深め、適切に知識を獲得していることがうかがえる。

また、学類において実施した卒業時アンケートでは大多数の学生が各学類の教育に満足しているとの回答を得ており、また、社会人となるための能力向上に役立っているとの評価も高く、教育の有効性について一定の成果が示されている。

例えば、人文学類の平成 24 年度卒業生に対するアンケートでは、卒業生の 86.4%が今後の活動に必要な専門知識や技術の基礎、自ら課題を発見し解決する能力を身に付けることができたことと評価し、国際学類の平成 24 年度卒業生に対するアンケートでも 90%前後の学生が「学類で得た知識は社会で役立つと思う」「国際社会に対する理解度が深まった」と回答しており、これらの点では学類の目指す教育成果が上がっていると判断出来るが、「外国語能力は高まったか」という設問に対しては、高まったと回答した学生が 70%程度にとどまっている。

また、経済学類の平成24年度卒業生に対するアンケートでも、「幅広い教養や社会常識を身につけることができた」「自ら課題を発見し解決する能力を身につけることができた」の項目では85%以上から肯定的な回答があった。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-1① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

各学域・学類及び各研究科において、それぞれの教育の目的や養成しようとする人材像に応じた職種に多くの者が就職するとともに、大学院へも進学している。

例えば、理工学域の平成25年度卒業生では、就職31.9%、進学63.3%であり、就職者の職種内訳では、64.8%が技術職として就職している。また、薬学類では、平成25年度就職者のうち77.1%が薬剤師として、保健学類では、就職者のすべてが看護師、医療技術者等の保健医療従事者として就職している。

大学院博士前期課程では、自然科学研究科の平成25年度就職者のうち84.8%が技術職として就職している。

大学院博士後期課程では、人間社会環境研究科の平成25年度就職者のうち40.0%が高等教育機関の教員として、自然科学研究科の平成25年度就職者のうち41.3%が国公立機関・企業等の研究職、24.0%が高等教育機関の教員として、医学系研究科の平成25年度就職者のうち33.3%が高等教育機関の教員として就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-2② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

各学域では、卒業生の就職先企業へのアンケートや企業訪問調査を実施するとともに、OB・OG懇談会、ホームカミングデー等を利用して意見交換を行うなどの情報収集を行っている。

さらに、平成25年度において、学域学類制度における第1期の卒業生（平成24年3月卒業生）並びに修了後3年目及び5年目の修了生（平成23年3月、平成21年3月修了生）に対する教育に関するアンケートを実施している。その結果、働きかけ力（他人に働きかけ巻き込む力）、創造力（新しい価値を生み出す力）については「あまり達成していない」「まったく達成していない」が40%程度となっているものの、社会人基礎力が在学中どの程度身に付いたかを問う設問項目のうちで、主体性（物事に進んで取り組む力）、傾聴力（相手の意見を丁寧に聴く力）、柔軟性（意見の違いや立場の違いを理解する力）、状況把握力（自分と周囲の人々と物事との関係性を理解する力）、規律性（社会のルールや人との約束を守る力）については「十分に達成している」「ある程度達成している」の合計が回答の80%以上となっており、在学中の学習成果への高い評価が示されている。

また、大学院修了生に対する学習成果の達成度に関するアンケートでも同様の傾向となっており、働きかけ力、創造力が博士前期課程修了者で低くなっているが、博士後期課程の修了者では創造力についての評価は改善されている。

同様に卒業生・修了生の就職先企業等に対する学生及び大学評価アンケート結果では、主体性、傾聴力、状況把握力、規律性では、70%以上の企業から「十分身につけている」又は「ある程度身につけている」と肯定的な評価がある一方で、働きかけ力、創造力では60%程度となっており、このことは卒業生・修了生の自己評価と受け入れ就職先での評価がおおむね一致している。

これらのことから、全般的に学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
- また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、角間、宝町、鶴間の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は角間キャンパスが2,008,565㎡、宝町キャンパスが130,399㎡、鶴間キャンパスが20,654㎡、計2,159,618㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計420,551㎡であり、収容定員9,436人（学士課程7,383人、大学院課程1,938人、専門職学位課程75人、別科40人）に対し大学設置基準上必要とされる面積が十分に確保されている。また、同基準で必要とされる附属学校、薬用植物園等の附属施設が設置されている。

角間キャンパスには人間社会学域、理工学域、医薬保健学域（薬学類、創薬科学類）、教育学研究科、人間社会環境研究科、自然科学研究科、医薬保健学総合研究科（創薬科学専攻、薬学専攻）、法務研究科、養護教諭特別別科が置かれている。室町キャンパスには医薬保健学域（医学類）、医薬保健学総合研究科（医科学専攻、脳医科学専攻、がん医科学専攻、循環医科学専攻、環境医科学専攻）が、鶴間キャンパスには医薬保健学域（保健学類）、医薬保健学総合研究科（保健学専攻）が置かれている。

いずれのキャンパスにも、教育研究組織の運営及び教育課程の実現のために必要な種々の施設・設備が整備されており、角間キャンパスには、陸上競技場、サッカー場、屋内運動場、研究棟、講義棟等の施設を整備している。3キャンパスの施設としては運動場（7）、体育館（2（8室））、研究室（969）、講義室（146）、演習室（141）、実験・実習室（1,759）、情報処理学習室（208）、語学学習室（2）、屋内プール（1）等の施設が整備され、学生の教育及び研究に活用されている。

各建物の耐震診断は計画的に実施されており、耐震改修の必要な建物について順次計画的に耐震改修が行われている。

すべての施設を管理するため、施設等管理及び使用計画規程を定め、同規程により、使用に係る許可制をとっている。また、各建物については、電気錠による施錠時間帯でも、ICカード機能付き学生証等による認証で解錠が可能であり、学生の自主的な学習等のため、時間外でも利用できるようにしている。

遠隔授業専用の講義室・ゼミナール室を3室設け、他の大学等と連携した授業の実施、留学生の現地入試等に利用しているほか、インターネット等を利用して遠隔授業が可能な設備を備えた講義室も複数有している。さらに、幅広い学生交流を促進する場として、自由にレイアウトできる机やパソコン、プリンタ等も備えたアカデミックプロムナード等を設けている。

当該大学の施設整備計画については、「キャンパスマスタープラン2010」が平成23年3月に策定されており、安全・防犯面に配慮した施設整備が計画的に行われている。建物の入退館管理設備、火災報知設備、消火設備、街灯や防犯カメラ等の防災・防犯に係る諸設備も設けられ、良好なキャンパス環境の整備が行

われている。角間キャンパスでは、防災・防犯に係る諸設備の運用について、安全・防犯面に配慮し、24時間体制で一元的に管理されている。

施設・設備のバリアフリー化についても、同プランに沿って、障がい学生支援委員会を中心に、障害のある学生及び来学者等の利便性・安全性を確保するため、計画的に種々の施設整備が行われている。

学生の施設整備に関する要望や意見については、学生生活実態調査、学生との懇談会、アンケート等により把握しており、その要望等を踏まえた施設設備の改修等が行われている。

例えば、平成24年度に宝町キャンパスの医学図書館を増改築する際、平成21年度の「医学系学生の医学系分館に対するニーズ調査」での要望を踏まえ、採光のためガラス窓を増設したほか、ラーニング・コモンズ等の学習スペースを整備している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

平成20年度に設置した情報戦略本部において、ICT環境を含めた全学的な情報基盤の整備・運用を行うため、「キャンパスインテリジェント化計画」及び「ICTインフラ整備年次計画」を策定し、これらの計画に基づいて計画的な情報危機の整備が行われている。

第二期中期計画中に「支線を含む全ネットワークのギガビット化と、ユーザーポータビリティの向上を目指す」とし、これまでに全ネットワークのギガビット化、すべての研究室、事務室等での有線LAN・無線LAN環境の整備、学生証・職員証のIC化によるサービス環境整備、出席管理システムの整備、統合認証システムの整備、アカンサスポータルによる各種サービスの提供等を行い、学生支援にも活用している。さらに、教育コンテンツの制作やアーカイブ化等の整備も行き、学生の自学自習等に活用されている。

ICT環境を維持・管理するため、情報セキュリティポリシーの下に、情報セキュリティに関する規程及び情報セキュリティ方針を定め、同方針に基づき維持・管理している。学内のネットワーク機器については、ネットワーク上で管理しており、設定変更や故障等の対応が容易にできる体制としている。

さらに情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシーの下にセキュリティインシデント対応基準等の23の対策基準、12の実施手順書を定め、これらに基づき厳格に管理している。また、学内外のすべての通信を2台のファイアウォール機器で監視し、ウィルス感染防止のための通信制御を行っている。

ICT環境に対する学生のニーズを把握するため、全学生必修科目である「情報処理基礎」の講義(学類1年次対象)において、アカンサスポータルを利用した学生アンケートを年3回(1回目授業、4回目授業、15回目授業)実施し、その結果をICT環境の改善に活かしている。

学生アンケートや教務関係情報等の発信側である教職員に対するポータル利用実態調査に基づき、スマートフォン対応のためのインターフェイス作成や学内無線LAN設定の簡素化等、ポータルの機能向上や発信情報の充実等の改善を行っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、中央図書館、自然科学系図書館、医学図書館、保健学類図書室の3館1室により構成さ

れ、総面積 19,740 m²、蔵書総数 1,864,667 冊（平成 26 年 5 月 1 日現在）を有し、学域・学類及び研究科の規模及び教育・研究分野に応じ、教育研究上必要な資料を系統的に備えるとともに、各種の設備を整備している。

平成 25 年 3 月には医学図書館の増改築が完成し、増改築前と比較し、総面積は 3,541 m²で 1.6 倍、閲覧席は 401 席で 2.1 倍となった。また、自然科学系図書館には、58 万冊収容可能な自動化書庫を整備しており、所蔵資料を効率的に保管、活用している。

各館では無線 LAN のアクセスポイントを完備し、利用者の持参するノートパソコン等を活用して、電子ジャーナル、データベースを活用する環境を整備しているほか、インターネットを利用できるパソコン（全館合計 94 台（平成 26 年 3 月 31 日現在））を設置した情報検索コーナーを用意している。また、平成 21 年度には中央図書館にラーニング・コモンズを設置している。同施設には、カフェを設置することにより、サイエンス・カフェ等のイベントやコミュニケーションの場としても活用され、平成 25 年度からはラーニング・アドバイザー制度の導入や、学習支援相談所を開設し、ラーニング・コモンズを利用する学生への人的支援も強化されている。平成 24 年度には医学図書館にラーニング・コモンズが設置されている。平成 24 年度からはラーニング・コモンズを持つ名古屋大学及び静岡大学と連携・協力し、幅広い活用を推進している。

図書館資料は、附属図書館資料整備要項に基づいて収集を行っており、学生用図書は、図書館委員会の下に設置された学生用図書選定部会が中心となって系統的な選書を行っている。また、電子ジャーナル及びデータベースについては、図書館委員会の下に設置された学術情報基盤整備WGにより研究基盤となるタイトルの選定・見直しを行っている。これらの資料は、上記の各館に開架しているほか、法学類図書室、法務研究科図書室、経済学類図書室等の各学類等の図書室や各教員研究室にも配置し、附属図書館によるデータの一元管理により、有効に活用できる状況になっている。

図書館業務用計算機システムについては、平成 24 年 3 月に附属図書館業務高度化のために更新され、学内で利用できる学術資料を一括で検索できる統合検索システムが整備されている。附属図書館で新規購入した資料は、図書館業務用計算機システム及び国立情報学研究所の総合目録データベースに登録されており、学内外からオンラインで所在場所を調べることができるようになっている。一方、学内の教員等が執筆した論文等については、金沢大学学術情報リポジトリ（KURA）に登録することにより、インターネットを通じて閲覧できるようになっている。平成 26 年 3 月 31 日現在、学術情報リポジトリには、31,984 件の学術論文、紀要等が登録されており、平成 25 年度は学内外から年間 2,397,147 件のダウンロードが行われている。

各館の閲覧室に意見箱を設置し、利用者ニーズを日常的に把握し、寄せられた意見へは専用掲示板で随時回答している。また、学生を中心とする利用者に対するアンケートを随時実施し、把握したニーズに対応している。

附属図書館の開館時間は、平成 21 年 4 月から、全館の平日の閉館時間を 20 時から 22 時に変更し、夜間利用の利便性向上を図っている。

平成 25 年度には、全館合計延べ 753,641 人が入館し、136,247 冊の資料の貸出があった。また、各館とも学生の自習スペースや情報収集の場として利用されている。なお、中央図書館について、平成 25 年度の入館者数、貸出冊数を平成 20 年度と比較すると、それぞれ 134%、129%に増加しており、平成 22 年 3 月のラーニング・コモンズ設置の効果が表れていると考えられる。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境を確保するため、自習室や図書室、情報処理実習室、学生交流スペース、多目的スペース、共有ラウンジ等を整備し、講義室を講義時間外に自習室として開放し、その利用方法を学生の手引等に記載し、周知を図っている。

これらの自習室等の一部では学生用の共用パソコンを設置するとともに、無線LANを整備し、パソコンを持参しての学習環境にも配慮している。総合メディア基盤センターにおいては、演習室2室（実習用パソコン10台設置）を自習室として開放するとともに、全学で合わせて約350台の実習用パソコンを設置し、学生の利用に供している。附属図書館においても、自主学習用の座席を全館合わせて1,991席用意するとともに、ラーニング・コモンズを整備し、学生の利用に供している。

また、全学的にICT活用教育を推進しており、授業では、アカンサスポータル上に整備した学習管理システムを活用しe-learningを実施している。このシステムにより授業時間外にも双方向学習環境を確保し、予習・復習や授業に必要な資料の配布、課題の提出、達成度確認テスト等を行っている。また、授業内容についての学生間及び学生・教員間でのウェブサイト上の議論や動画教材での事前指導等にも活用され、学生にも利用されている。このシステムの利用方法については、全学共通教育科目「情報処理基礎」（必修）の履修により、学生が実際に課題提出、意見交換、課題の相互評価等を行うことで身に付けている。

自主的学習環境に対する学生のニーズ等については、アンケートや学生との懇談会等により把握し、それらを踏まえ、自主的学習環境を整備している。

改善例としては、医薬保健学域保健学類では、平成24年度に実施した学生と学類長との懇談会において、保健学類図書室の開室時間の延長や自習のための環境整備について学生から要望があったことを受け、平成25年度から試行的に保健学類図書室の8月の閉館時間を20時から22時に変更したほか、講義室1室（35席）を自習専用室としている。なお、附属図書館では、学生のニーズに応じ、定期試験期間前及び期間中、国家試験前の休日臨時開館等を試行的に実施している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程及び大学院課程の新入学生に対し、入学式終了後に教育課程、履修手続き、学生生活等に関するガイダンスを実施しており、また、編入学生に対しては、教育課程等に関するガイダンスを実施している。このほか、学士課程においては、各学類におけるコース選択時においても、コース選択等に係るガイダンスを行っている。

ガイダンス等に対する学生のニーズや利用満足度等について、例えば、人間社会学域国際学類では、平成25年度からコース選択時におけるガイダンスに係るアンケートを実施しており、寄せられた意見を踏まえ、実施回数や説明内容等について翌年以降のガイダンスに反映している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

アンケートや学生との懇談会等により学習支援に関する学生のニーズ等を把握し、それらを踏まえ、学習支援の充実を図っている。

改善例として、人間社会学域法学類では、学生と指導教員との面談の際に学生から示された上級生による学生相談等の充実に対する要望を採り入れ、上級生が下級生の学習に関する質問に答える法学類学生相談室を開設している。

学生の個性、学習進度、環境に応じてきめ細かい学習相談・指導を行うため、アドバイス教員制度を導入している。この制度では、教員2人がペアを組み、約5人の学生に対し、専任指導を行っている。各授業担当教員のオフィスアワーの設定時間帯、相談受付の電子メールアドレス等は、シラバスで公開するとともに、アカンサスポータルや電子メールによる学習相談、助言等の学習支援を行っている。これに加えて、各学類等に学生相談窓口・相談室を設置し、教員を配置している。

共通教育機構では、「なんでも相談室」を設け、教員、カウンセラーだけでなく、研修を受けた学生も学習相談等を担当しており、平成25年度は623件の学習等に係る相談があった。さらに、平成25年5月から、附属図書館において、大学教育開発・支援センターの教員による「学習支援相談所」を開設し、テキストの読み方やレポートの書き方等について学生からの個別の相談に応じている。なお、外国語学習については、外国語教育研究センターの教員がオフィスアワーを設けて対応している。このほか、全教員に「教職員必携学生サポートガイドブック」を配布し、学習相談、助言に活用するよう促している。

留学生は495人（平成26年5月1日現在）在籍しており、学習支援として、日本語教育、日本文化教育等を実施している。また、日常的な学習支援として、チューター制度を設けているほか、指導教員、国際機構留学生センター（英語・中国語による相談可能）所属教員、留学生専門教育教員、事務職員等が学習相談等に当たっている。

社会人学生は651人（平成26年5月1日現在）在籍しており、学習支援として、大学院（一部研究科を除く。）では長期履修制度により、標準修業年限を超えて学修できる環境を整えている。また、社会人学生の勤務時間を考慮して、夜間・休日に授業を開講している。

障害のある学生は9人（平成26年5月1日現在）在籍しており、学習支援として、出願前に受験前の相談を実施するとともに、入学決定後は、障がい学生支援委員会が当該学生在籍部局及び共通教育機構と連携し、支援方策を立て、ノートテイク等の授業時情報保障等の支援を実施しているほか、障害のある学生の指導教員等に対するサポートも行っている。

なお、学生相談連絡会には、特別な支援を必要とする学生が在籍していない部局の教員も委員として参画し、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が在籍することとなった場合に、学習支援を適切に行うことができるよう、チューター、ノートテイク等の支援状況等の情報を共有している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

大学公認のサークルとして、体育系41サークル、文化系42サークルがあり、部局公認のサークルとして65サークルがある。各サークルには、専任教員を顧問として置き、「顧問教員について（申合せ）」に基づき助言・指導を行うとともに、顧問教員会議を開催し、必要な連絡調整を行っている。

また、施設面でのサークル活動支援として、課外活動共用施設、大学会館、体育館、合宿施設、屋外運

動場等の施設を整備しており、その利用に係る手続き等について、サークル一覧を作成し、オリエンテーション時に新入学生に配布している。

各サークルに対しては、体育系、文化系に分けて、サークル代表者と事務担当者の懇談の機会を定期的に設けた上で、財政面の支援として、課外活動経費を確保し、要望に応じて学生生活部会で選定した物品等の支給を行っているほか、活動に必要な各種物品の貸与も行っている。

このほか、学生の自治活動として、金大祭、北陸地区国立大学体育大会及び北陸三県大学学生交歓芸術祭が開催されており、その際の施設及び予算の確保、ポスターやパンフレットの配布等の事務支援等を行っている。また、サークルリーダーを対象に、安全に活動するための研修会を年2回実施している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

アンケートや学生との懇談会等により、生活支援に関する学生のニーズ等を把握し、それらを踏まえて、生活支援の更なる充実を図っている。例えば、平成21年度の学生生活実態調査において、学生から給付型奨学金の対象拡大について要望があり、平成22年度から金沢大学学生特別支援制度奨学金の「学業奨励支援」について、学業優秀者の支援対象人数を各学類各学年1人又は2人から4人に変更するなど、学生のニーズに応えている。

キャリア形成支援体制としては、キャリア形成支援委員会及び就職支援室を設置している。就職支援室では、就職主幹及びキャリアカウンセラー（4人）のほか、大卒ジョブサポーターによる相談も行っている。なお、学生の進路相談・助言については、就職支援室のほか、各学域学類・研究科等の就職担当教員、各学生の指導教員においても行っている。

キャリア形成支援に係る主な取組としては、平成22年度文部科学省採択事業「社会的・職業自立力を培う「金沢就業塾」」では、正課の共通教育科目として開発したPBL (Project Based Learning) 型インターンシップと正課外のインターンシップやキャリアラーニングツアー等とを有機的に連携させ、独自に開発した「就業基礎力12の力」に基づいてその学習成果を学生が自己評価する体制を整備している。アクティブ・ラーニングを促すPBL型授業科目等の開発・改善は、平成24年度文部科学省採択事業「中部圏の地域・産業界との連携を通じた教育改革力の強化」での事業に採り入れられ、共通教育特設プログラム「キャリアディベロップメント」を構成する授業科目の質の向上に寄与している。この共通教育特設プログラムは、その教育効果が評価され、経済産業省による「社会人基礎力を育成する授業30選」に選定されている。また、平成26年度文部科学省採択事業「中部圏における産学連携教育（インターンシップ）の推進と普及」により、地域の企業や業界団体と連携して、インターンシップの更なる推進・普及に取り組んでいる。これらの取組等、就職支援体制については、学生及び教員のみならず、3年次生（一部学類を除く。）並びに大学院修士課程及び博士前期課程1年次生（一部専攻除く。）の保護者全員にもパンフレットの送付により周知に努め、就職活動への理解を呼びかけている。

学生の生活相談・助言については、学生相談担当者や相談教員、保健管理センター等が必要に応じて相互に連絡・連携を取り合う体制となっている。また、学生相談担当者等の資質向上を図るため、定期的に研修会を実施している。

学生の健康相談・助言については、保健管理センターの本部及び各分室において行っており、医師、保

健師、看護師を配置し、健康相談やカウンセラーによる心の問題への対応も行っている。また、年度当初にすべての学生を対象に健康診断を実施しており、その結果を踏まえ、保健管理センターの医師、看護師及びカウンセラーにより、個別に健康相談を実施している。このほか、保健管理センターにおいては、応急的な病気やケガ等の手当て、治療が必要な場合の病院の案内も行っている。

また、平成19年度文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」に採択された「心と体の育成による成長支援プログラム—社会に幸せをもたらす生活の知恵を持った学生の育成—」について、事業期間が終了した平成23年度以降は、開発した講義群を共通教育特設プログラム「健康・自己管理」に発展させるとともに、課外活動として実施してきた活動を学生ボランティアの協力を得て「学生支援プログラム」として継続して実施し、毎年延べ500人以上の学生が参加している。

学生部学生支援課に19人を配置し学生の厚生補導を行っている。また、各系事務部学生課にも教務事務等と併せて厚生補導を担う職員を配置している。

学生の厚生補導について、不登校に陥る兆候を早期に発見し、適切な支援を機動的に行うため、平成25年度から学生支援システムの運用を開始している。同システムにより、アカンサスポータルへの学生のアクセス情報、ICカード学生証による授業出席管理及び入館管理の情報を集約し、学生の動向を把握している。ただし、一方で、授業出席管理システムを利用していない授業があることや、休学等によるアラート情報の多発により、注意すべき学生の確認に時間と労力を要する結果となっている。

ハラスメント相談体制については、ハラスメント防止を担当する総合相談室と各部局等の相談員が連携することで、ハラスメント相談に細やかに対応できる体制をとっている。ハラスメント防止のため、ハラスメント防止パンフレット、ハラスメント相談パンフレット及びハラスメント相談員名簿を全学生に配布し、学生に対する相談体制の周知を図るほか、教員に対するハラスメント防止研修用冊子を作成し、研修を実施している。

留学生に対しては、国際機構支援室において、入学のための渡日支援及び生活スタートアップ支援として、ビザ取得のための在留資格認定証明書取得支援、空港への迎えサービス、住居紹介及び住宅賃貸契約に係る機関保証、生活オリエンテーション、住民登録支援等を行っている。学生生活上の悩みや支援を必要とする事案への対応は、国際機構留学生センターの相談・指導部門が中心となり、留学生専門教育教員、指導教員、各事務部の留学生事務担当者、保健管理センター職員、チューター、留学生宿舎のレジデント・アドバイザー等が連携し、必要に応じて多言語で行っている。こうした取組の結果、留学生相談・教育研究連絡会によるアンケート、平成25年度留学生生活実態調査では、学習研究については回答者の94.6%が「満足」又は「やや満足」と回答し、留学生サービスについては93.5%が「満足」又は「やや満足」と回答している。また、アンケート以外にも、国際機構留学生センターに寄せられる相談等を基に、生活支援等に関する利用満足度の把握に努めている。例えば、増加するイスラム系留学生のニーズに応じ、大学生協食堂において、平成22年度からハラール食を提供するとともに、平成23年度から平成25年度にかけて、学内での礼拝に配慮してカーテンの設置や洗面所の改修を行っている。

障害のある学生に対しては、障がい学生支援委員会で、障害に応じた生活支援を行っている。例えば、現在在籍している肢体不自由学生等に対する支援策として、環境整備や『発達障害のある学生へのサポートブック』の作成・配布を行っている。

障害のある学生に対する生活支援への満足度については、指導教員等が学生から直接、意見を聴取することにより把握しており、必要に応じて障がい学生支援委員会に報告し、支援体制の改善に結び付けている。例えば、平成25年度に行った意見聴取で満足度の低かった障害のある学生用の駐車許可証について、平成26年度から、通常の駐車許可証との違いが分かりやすくなるよう改善を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する経済面の援助制度として、奨学金制度、入学料免除制度、授業料免除制度等を設けている。また、このほか学生寄宿舎を設けるとともに、留学生に対する貸付金制度も設けている。

奨学金制度等については、オリエンテーション、説明会、ウェブサイトの学生支援サイト（K-WING）、アカンサスポータル、学生募集要項、学生便覧等への掲載、事務局及び各部局の奨学金専用掲示板等で学生に周知を図っている。留学生向けの奨学金制度については、入学前から確認できるよう、ウェブサイトの留学生向けサイトに多言語で情報を掲載している。

このほか、日本学生支援機構、自治体、民間育成団体が行っている奨学金制度についても、同様の方法により学生に周知を図るとともに、申請に係る相談に対応する等、奨学金受給に係る支援を行っている。

特に、大学独自の奨学金制度として「金沢大学学生特別支援制度」を設け、学生のニーズに応じて順次拡充を行っている。例えば、学士課程の早期段階の学生に対して、従来の「学長研究奨励費」を発展させ、平成26年4月に「学生企画プロジェクト奨励費」を創設している。また、海外留学する学生及び当該大学への留学生を対象とした「金沢大学創基150年記念留学生支援奨学金」を金沢大学基金を財源として平成25年度に新たに設けている。

アンケートや学生との懇談会等により経済面での援助に関する学生のニーズ等を把握し、そのニーズ等を踏まえ、経済面での援助に係る方策の更なる充実を図っている。例えば、学生特別支援制度の受給者に対し、毎年アンケートを実施している。把握したニーズは、ウェブサイトの学生支援サイト（K-WING）において、制度を利用した学生の声（K-VOICE）として広く情報発信している。なお、隔年で実施している学生生活実態調査において、学生の家計情報の把握にも努めている。

留学生に対しては、「金沢大学学生特別支援制度 外国人留学生修学支援」「金沢大学創基150年記念留学生支援奨学金 私費外国人留学生学習奨励費」の両制度による募集を平成25年度から開始し、前者は3人、後者は46人に支給している。

また、留学生選考に対する検定料は、外国人留学生規程に関する申合せに基づき、「ベトナム政府派遣留学生特別枠」等学長が特に認めた14の選抜枠により入学した留学生については不徴収とし、うち13の選抜枠による留学生については入学料も不徴収としている。なお、授業料については、これら14の選抜枠のうち、「ベトナム政府派遣留学生特別枠」等6つの選抜枠による留学生については半額不徴収、「バンドン工科大学との二重学位プログラム特別枠」等8つの選抜枠による留学生については全額不徴収としている。

留学生宿舎は、角間キャンパス内に2つ、キャンパス外に借り上げ宿舎を含めて2つの留学生用宿舎があり、主に渡日から1年以内の新規留学生に対し、安価で通学の便のよい住環境を提供している。各留学生宿舎には、英語でコミュニケーションのできる日本人のレジデント・アドバイザーが入居し、留学生に対し、生活上の指導・助言を行っている。

このほか、留学生に対する特別の援助として、緊急に経済的支援を必要とする者のための「金沢大学留学生緊急貸付金制度」により、最高20万円までの貸付を行っており、平成21～25年度で計53人が利用している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の自主学習等のため時間外でも利用しやすいよう、キャンパス内の各建物はI Cカード付き学生証等で入室できるように管理されている。
- アカサスポータル上に学習管理システムを整備し、学生間及び学生・教員間での議論や動画教材での事前指導等ができるように利便性を高め、学生の学習に役立てている。
- 平成 22 年度文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「社会的・職業的自立力を培う「金沢就業塾」で開発したP B L型授業科目等の開発・改善を事業期間終了後も「中部圏における産学連携教育（インターンシップ）の推進と普及」等のプログラムに継続させ実施している。
- 平成 19 年度文部科学省学生支援G Pに採択された「心と体の育成による成長支援プログラムー社会に幸せをもたらす生活の知恵を持った学生の育成ー」で開発した講義群を共通教育特設プログラムとして発展させるとともに、学生支援プログラムとして継続して実施している。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

中期目標・中期計画に基づく年度計画の企画立案及び全学の自己点検・評価の実施組織として、企画評価会議を置き、同会議の下に企画部会、評価部会及び認証評価部会を設置している。企画評価会議は、理事、研究域長等により構成され、各部会については、学長補佐（評価担当）、各学域の点検評価委員会委員長等により構成している。

企画部会では、年度計画等の企画立案を、評価部会では、基本データ分析による自己点検評価や年度計画の実施状況に係る自己点検評価を、認証評価部会では、機関別認証評価基準による自己点検評価をそれぞれ行っている。

全学の自己点検・評価のほか、部局においても4年以内に一度、自己点検・評価の実施を義務付けており、また、全学及び部局の自己点検・評価の結果に基づく改善については自己点検評価規程で定めている。

例えば、年度計画の実施状況に係る自己点検・評価の結果を踏まえた改善・向上を図るシステムとして、各担当理事の下、各基幹会議、事務部等を中心に、年度計画の実施状況の自己点検・評価を実施し、企画評価会議及び部会において、その報告を受けて審議する。審議結果は各理事を通して担当部局にフィードバックされ、改善方策の立案・実施及び以降の年度計画の立案に反映する。このPDCAサイクルにより、改善・向上を図るシステムを確立している。

具体的な改善事例としては、アカンサスポータルにファカルティー・ディベロップメント（以下「FD」という。）の自主研修用コンテンツを掲載したこと等が挙げられる。前記のほか、FD委員会において、大学全体としての教育方法等の調査・検討、研修会等を実施したほか、各部局のFD活動及び教育の取組状況等に係る自己点検を行い、教育の質保証及びその改善・向上に結び付けている。

これに対し、各部局では、それぞれのFD関連活動委員会等において、教育の取組状況等に係る自己点検を行うとともに、全学のFD委員会から指摘のあった改善を要する事項について、必要な措置を行い、全学のFD委員会委員長に報告することとしており、教育の質の改善・向上を図るための体制を整備している。

なお、FD委員会は、教育企画会議の下に、専門委員会として設置されている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育に対する学生からの意見の聴取について、全学的に卒業生・修了生アンケートを行っている。各部局でも、教育の質の改善・向上に向けて、学生向けに達成度、満足度等に関するアンケート等を実施している。

アンケート結果は、学類及び研究科のFD関連委員会から学類会議及び研究科会議等に報告し、必要に応じて、学類及び研究科の教務委員会等に改善策の検討を付託している。

例えば、経済学類では、アンケート結果に基づき、必修科目等の教育課程の見直しを行うことにより、教育の質の改善に結び付けている。このほか、学校教育学類では、アンケートに対する教員個人の対応等について文書化し、報告書をまとめている。

また、学生による授業評価アンケートは一部の授業を除き実施されており、その集計結果を授業担当教員にフィードバックしているが、学生への結果の公表については一部の学類・研究科しか実施されておらず、改善が望まれる。

大学教育開発・支援センターは、教員向けのアンケートとして「教育効果とFDに関する教員アンケート」「授業科目の学習成果に関する教員による自己評価アンケート」等を実施し、その結果をFD委員会、教育企画会議、全学の教育に関する委員会等で報告している。

また、部局実施のアンケートは、部局における自己点検評価実施指針に基づく各部局の自己点検・評価、FD活動、授業方法等の改善等、教育の質の改善・向上に活用している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各部局において、卒業生・修了生に向けたアンケートの実施や、OB・OG懇談会、ホームカミングデイ等を利用した継続的な意見聴取、また、就職先等の関係者に対しては企業訪問、アンケート等により、学外関係者の意見を聴取している。

これらの部局では、学外関係者の聴取した意見を学類会議及び研究科会議等で報告し、報告書等を作成しているほか、必要に応じて、学類及び研究科の教務委員会等において詳細な改善策を検討し、教育の質の改善・向上に活かしている。

教育改善を行った具体的な事例としては、地域創造学類において、卒業生アンケートの結果を踏まえ、実習科目を増やすなどの教育課程の改革を行ったことが挙げられる。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付けているか。

FD活動指針を策定し、同指針に基づき、各部局で定期的にFD研修会を実施している。また、大学教育・開発支援センターにおいては、全学向けに数多くのFD研修会を開催している。

このほか、一部の学類、研究科では教員相互による授業参観、授業評価も実施している。

毎年、全学のFD委員会により、各部局のFD活動を取りまとめ、『FD活動報告書』を作成している。

作成の過程で、FD委員会として、教育の質の向上や授業の改善等に係る問題点・課題等が見受けられる場合には、当該部局に対し、改善のための適切な措置を求めており、部局へフィードバックするシステムを確立している。

FD活動により改善を行った具体的な事例としては、人文学類における専門科目の履修登録者数に係る上限設定、薬学類・創薬科学類におけるクリッカー導入等が挙げられる。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者に対する資質向上の取組としては、『FD活動報告書』に示すとおり、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の一環として、学内における研修会の開催や学外での各種研修会等への派遣を行うとともに、SD活動について、毎年、各部局の活動実績や課題等を取りまとめている。また、職員が参加しやすいよう、アカンサスポータル上に自主研修用コンテンツを作成し、そのコンテンツを利用した研修参加機会を増やしている。

TAを対象とした共通教育TA研修会を開催し、TAの職責を理解させるとともにTAとしての意識の高揚を図っている。また、TA研修の制度化については、アクティブ・ラーニング・アドバイザー制度を創設することを視野に検討を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学のFD委員会により各部局のFD活動を取りまとめた『FD活動報告書』を作成しており、教育の質の向上や授業の改善等に係る問題点・課題等については、当該部局に対し改善のための適切な措置を求めており、部局へフィードバックするシステムを確立している。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 124,714,138 千円、流動資産 18,721,876 千円であり、資産合計 143,436,013 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 41,697,948 千円、流動負債 18,551,893 千円であり、負債合計 60,249,841 千円である。これらの負債のうち、国立大学財務・経営センター債務負担金 13,347,467 千円及び長期借入金 12,074,313 千円の用途は附属病院の再開発事業及びこれに伴う大型医療機器の整備であり、附属病院収入から償還している。

その他の負債については、長期及び短期のリース債務 1,725,251 千円及び長期及び短期の P F I 債務 3,507,676 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が

中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会の議を経て役員会が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用50,029,342千円、経常収益51,460,487千円、経常利益1,431,145千円、当期総利益は1,154,209千円であり、貸借対照表における利益剰余金3,870,886千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、財務施設企画会議、経営協議会、役員会の議を経て学長が予算編成方針及び当初予算を策定し、教育経費及び研究経費を確保するとともに、戦略的研究推進プログラムや外部資金獲得に対するインセンティブ付与事業費を確保している。

教育研究活動の基盤となる教育経費及び研究経費については、各部局に管理経費等を含めた基礎額（総額）を提示した上で、各々の実態を反映した所要額を学長に申請し、学長が適正な評価に基づき配分額を決定する仕組みとしている。

施設整備については、学長を議長とする「営繕事業評価・検討会」において、実施する営繕事業を選定し、計画的な施設の維持管理を行っている。設備の整備については、役員リーダーシップ経費と併せ、キャンパスインテリジェント化計画、電子ジャーナル拡充計画等を推進するための特別整備事業経費を確保するとともに、設備マスタープランを策定し、適切な資源配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、会計監査人の監査、監事監査の後、財務施設企画会議、経営協議会・役員会の審議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程及び監事監査実施基準に基づき監事監査計画を作成し、定期監査を実施している。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

学長直属の組織である法人監査室による内部監査については、内部監査実施要項に基づき内部監査方針及び内部監査基準を作成し、実施している。

また、監査効率を高めるため、監事・会計監査人・法人監査室は定期的な意見交換や情報共有を行い、連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されてい

ると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営のための組織は、学長、理事6人、副学長2人、学長補佐10人、学域長等のほか、国立大学法人法等に基づく役員会、教育研究評議会、経営協議会、基幹会議及び教授会等の審議機関等、さらに法人監査室、企画評価室、基金室、学友支援室及び学長秘書室の運営組織並びに総務部等の事務組織で構成している。事務組織では、各種業務に対応するため（括弧内は人数）、企画評価室（5）、基金室（1）、学友支援室（1）、法人監査室（3）、学長秘書室（3）、国際機構支援室（10）、総務部（49）、財務部（32）、施設部（33）、学生部（40）、研究推進部（16）、情報化推進室（10）、情報部（24）、人間社会系事務部（52）、理工系事務部（42）、医薬保健系事務部（54）を置いている。また、教育担当理事の企画及び立案を助けるために教育企画会議を置き、その下に、教務委員会、FD委員会、教員養成委員会等の専門委員会を置くことにより、管理運営組織と教学関係委員会等との連携を図っている。

危機管理等に係る体制については、危機管理規程により危機管理体制及び対処方法を定めており、併せてリスクマネジメント指針、各種の対応マニュアル等を整備している。

さらに、地震等大規模災害に備え、全教職員及び学生を対象として、緊急時連絡システムを使用した安否確認等の訓練も行っている。

また、適法かつ公正な業務の運営を確保し、教職員による法令違反又は不正行為等を防止するため、コンプライアンス基本規則を制定（平成24年7月）し、研究費等の適正な管理に関する基本方針（平成24年10月、平成26年10月改正）や研究者行動規範（平成20年1月）を定めて、研究費等の不正使用防止体制を整備し、対応している。

生命倫理等への取組や施設設備の安全管理体制等についても、遺伝子組換え実験安全管理規程、動物実験規程、微生物等安全管理規程を制定し、生物関連の安全管理に係る体制を整備している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

管理運営面における学生のニーズは、2年に一度、アンケート方式により学生生活実態調査を行い、学生の学習・研究環境、日常生活上の意識及び生活実態を把握し、調査結果については報告書として取りまとめるとともに、学生に対する福利厚生、学習・研究環境等の改善に反映させている。また、副学長等と寮生との懇談会や学類長、研究科長等と学生代表との懇談会で意見・要望等を聴取しており、さらに、学内7か所に設置してある学生意見箱においても意見等を聴取し、学生のニーズの把握に努めている。

教員のニーズは、人間社会系、理工系及び医薬保健系の教育研究会議、センター教員会議等での議論の中で把握しており、全学の基幹会議（総務企画会議等）及びその下の専門委員会、教育研究評議会での議論を通じて管理運営に反映している。

事務職員のニーズは、各種会議への委員参加や理事・事務局部長調整会議、事務連絡協議会を通じて反映している。また、教職員に対しては、個別の課題等に応じ学内説明会等を開催しており、その場においても意見聴取等を行っている。

学外関係者のニーズについては、北陸3県の高等学校長との懇談会や高等学校進路指導教諭との懇談会

を毎年開催し、教育面のみならず管理運営面における意見・要望等の把握に努め、その改善に反映している。また、学外有識者が参加する経営協議会をはじめ、北陸地区国立大学連合学長会議や、石川県等の行政機関と石川県内の高等教育機関で組織する「大学コンソーシアム石川」等を通じて意見・要望等の把握に努めている。その他官公庁や産業界についても様々な交流機会や日常の教育研究活動等を通じて要望等の把握に努めている。さらに、各学域等においても、産業団体との懇談会、県教育委員会との意見交換会、関連病院長会議等を通じて意見・要望等の把握に努めている。

経営協議会の外部委員からの意見を反映した具体例としては、新たな媒体での広報活動についての提言に基づいて、ソーシャル・ネットワーキング・サイトのアカウントを開設したこと等が挙げられる。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

常勤1人と非常勤1人の計2人の監事を置き、業務全般について、事業年度ごとの決算終了時に行う期末監査のほか、年度当初に作成した監査計画等に基づき定期監査等において会計処理や業務運営に係る監査を実施し、監査結果に基づく助言・指導等について報告書を作成している。平成25年度では学生へのサポート体制、学生募集、グローバル化への対応、大学の研究力強化への取組、事務組織の業務推進体制、附属病院の運営についての現状分析と意見が述べられている。常勤監事は、役員会をはじめ、教育研究評議会、経営協議会、病院経営室会議にオブザーバーとして出席し、必要に応じて意見を述べている。非常勤監事も必要に応じ役員会、教育研究評議会等にオブザーバーとして出席している。また、両監事は報告書を作成し、現状分析について意見を述べており、大学はそれに対応する方針を決め、改善に努めている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

階層別の研修として、国立大学協会主催の部課長級研修や、北陸地区の国立大学法人等で共同して実施している新任係長・専門職員研修等に参加させているほか、大学独自でマネジメント研修や民間派遣研修を実施している。

また、基礎研修としてのコンプライアンス研修やハラスメント防止研修会等、職員のスキルアップのための研修としてのプレゼンテーション研修や語学研修等を実施しているほか、他大学等とも連携しながら分野別の研修も実施している。さらに、石川県や金沢市が実施する研修にも職員を参加させている。

なお、平成24年11月には事務職員人材マネジメントプランを策定し、職員の資質能力の向上に向けた施策を検討・実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検評価規程に基づく全学の自己点検評価実施要領に則り、自己点検評価を行っており、毎年、年度計画の実施状況に係る自己点検評価及び基本データ分析による自己点検評価を実施している。

自己点検・評価の実施体制としては、理事、研究域長等を構成メンバーとする企画評価会議を設置している。同会議の下には、年度計画等の企画部門として企画部会を、評価部門として評価部会を設置し、年度計画等の立案・実施に係るPDCAサイクルを回している。

平成 23 年度以降、毎年度、大学評価・学位授与機構の定める大学評価基準に準拠した基本データ分析による自己点検評価を実施している。さらに、各部局においては4年に1度、部局の自己点検・評価を実施しており、その際にも大学評価基準を参考としている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-2 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成 19 年度には、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受けている。また、当該大学の活動の状況については、自己点検評価により、各事業年度の業務の実績に関する報告書や第1期中期目標期間の達成状況報告書として取りまとめ、学外有識者である外部委員を含む経営協議会において審議を行った上で、学外機関である国立大学法人評価委員会に提出し、評価を受けており、その評価結果をウェブサイト公表している。

また、法務研究科においては、平成 19 及び 24 年度に大学評価・学位授与機構による専門分野別認証評価（法科大学院）を受けており、また、理工学域物質化学類応用化学コース及び環境デザイン学類においては、それぞれ平成 22 及び 23 年度に日本技術者教育認定機構（J A B E E）による技術者教育認定の継続認定審査を受け、認定を受けている。

さらに、平成 21 年度以降、大学教育開発・支援センターをはじめとする学内の6部局が、計 10 件の外部評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-3 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検評価や国立大学法人評価等の評価結果は、評価担当理事である企画評価会議議長から各理事や部局長へ通知し、各理事や部局長を通して担当部局にフィードバックするとともに、経営協議会、教育研究評議会等における報告やウェブサイトへの掲載により、関係の部局や委員会等にもフィードバックしている。評価結果において、改善を要する点がある場合は、担当理事又は部局長の下で改善計画を立案・実施するとともに、以降の年度計画等の立案にも反映している。

年度計画の実施に係る自己点検評価の評価結果を受けての具体的な改善事例としては、平成 24 年度において「FD研修会に職員が参加しやすい環境の整備が不十分である。」と指摘されたことに対し、平成 25 年度にアカンサスポータルにFD活動の自主研修用コンテンツを掲載したことなどが挙げられる。

国立大学法人評価の評価結果を受けての改善取組例としては、平成 22 年度において「コンプライアンス体制の構築に向けた検討を開始したところであるが、早期の体制構築が期待される。」と指摘されたことに対し、平成 24 年7月にコンプライアンス基本規則を制定し、コンプライアンス推進体制を整備したことが挙げられる。

また、平成 19 年度の大学機関別認証評価で改善の指摘を受けている事項及び改善状況については、以下のとおりである。

- ・ 「大学院の一部の研究科等においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。」と指摘されたことに対して、平成 24 年度においては、人間社会環境研究科博士前期課程、自然科学研

究科博士前期課程及び医薬保健学総合研究科博士前期課程・博士後期課程・博士課程の改組を、また、平成 26 年度においては、自然科学研究科博士後期課程の改組を行い改善に向けて取り組んでいる。

- ・ 「大学院のシラバスの記述が十分とは言えない教員が散見される。」と指摘されたことに対して、シラバスに記載すべき内容を教員に対して例示するなどの取組を行っている。
- ・ 「学生（授業評価）アンケート結果の学生への公表が十分に行われていない。」と指摘されたことに対して、学生への授業評価アンケートの公表については一部不十分な点が残るものの、就業基礎力 12 の力測定アンケートについてウェブサイトで公表されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の教育、研究、社会貢献及び運営に関する理念と目標を大学憲章として定めているが、これを大学概要、学生便覧、大学院便覧の冊子体で公表すると同時に、ウェブサイトに掲載している。また、学域・学類と大学院の研究科・専攻の教育研究上の目的はウェブサイトに掲載されている。

大学の理念を掲載している大学概要、学生便覧及び大学院便覧は、新任教員研修や新入生オリエンテーション等で配布し、周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、受験生向けのウェブサイトや教育情報の公開に係るウェブサイトで公表し、周知を図っている。さらに、入学者受入方針については、入学者選抜要項に記載すると同時にウェブサイトの受験生向けサイトに掲載するなどにより周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

大学の教育研究活動等についての情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される教育研究活動を含め、学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価の結果及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条に規定される財務諸表等の情報と併せ、大学ウェブサイト等で公表している。

また、個々の教員の教育研究活動等の情報については、研究者情報として公開するとともに、英語版のウェブサイトでも公表しており、整備されている。

さらに、学生の学位論文（博士論文）については附属図書館で著作権の扱いを含めて取扱いのガイドラインを定め、原則として学術情報リポジトリに登録し、公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 金沢大学

(2) 所在地 石川県金沢市

(3) 学部等の構成

学域：人間社会学域、理工学域、医薬保健学域
 研究科：教育学研究科、人間社会環境研究科、自然科学研究科、医薬保健学総合研究科、法務研究科（専門職学位課程）

別科：養護教諭特別別科

附置研究所：がん進展制御研究所

関連施設：附属病院、附属図書館、地域連携推進センター、学際科学実験センター、総合メディア基盤センター、外国語教育研究センター、環日本海域環境研究センター、大学教育開発・支援センター、環境保全センター、子どものこころの発達研究センター、保健管理センター、共通教育機構、グローバル人材育成推進機構、先端科学・イノベーション推進機構、国際機構、極低温研究室、資料館、埋蔵文化財調査センター、技術支援センター、男女共同参画キャリアデザインラボラトリー、サテライト、東京事務所

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学域7,932人（旧学部生含む）

大学院2,369人、別科27人

教員数：1,084人（特任教員含む）

助手数：8人（特任助手含む）

2 特徴

本学は、金沢医科大学、石川師範学校、第四高等学校、金沢工業専門学校、石川青年師範学校、金沢高等師範学校等を母体として、昭和24年5月に6学部（法文学部、教育学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部）、教養部及び結核研究所をもって設立された。その後、学部・研究科等の新設・改組を経て、平成16年4月には、8学部、5研究科、1専攻科、1附置研究所、16学内共同教育研究施設等の構成となった。さらに、平成20年4月には、更なる教育研究体制の発展を目指し、従来の8学部・25学科（課程）を3学域・16学類に改組した。

また、本学は、地域貢献という視点だけではなく、教育研究のフィールドとして能登半島を活用する方針としており、平成24年度に、環日本海域環境研究センター臨海実験施設が、日本海域環境学教育共同利用拠点とし

て文部科学省から認定を受け、全国の大学等に講義と実習を提供している。

なお、本学は、平成16年4月の国立大学法人化を機に、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととし、その拠って立つ理念と目標を金沢大学憲章として制定した。

(1) 教育に関する特徴

学士課程においては、本学の特徴である3学域・16学類をいかした教育課程編成方針に基づき、教育プログラムを策定することにより、専門性と学際性を育む複線型教育を行っている。また、コアカリキュラム型の教養教育を進展させ、学士教育全体並びに各学域・学類の基礎となる科目を提供するとともに、幅広い知識や現代的な教養に関する科目を充実するため、パッケージ化した科目群「特設プログラム」を開設し、拡充を行っている。

大学院においては、平成20年度の学士課程の改組に合わせて、平成24年度に博士前期課程、平成26年度に博士後期課程の各研究科の専攻等を改組するとともに、博士課程リーディング大学院の開設や共同大学院設置に向けた取組等、社会の要請に応じた様々な取組を行っている。

(2) 研究に関する特徴

本学は、平成22年度から「強い分野をさらに強くする」という考えの下、3研究域にそれぞれ2つずつ研究域内附属研究センターを設置し、「先進的研究拠点、特色ある研究拠点の形成」に向けて取り組んでいる。また、基礎研究から応用研究まで一貫した研究体制を構築するとともに、創造的研究成果の産業界への技術移転を推進するための組織として平成24年度に先端科学・イノベーション推進機構を設置し、様々な取組を実施している。

さらに、平成23年度には、がん進展制御研究所が、がんの転移・薬剤耐性に関わる先導的共同研究拠点として文部科学省から認定を受け、活動を実施している。

(3) 社会貢献に関する特徴

地域社会の課題解決及び活性化並びに地域再生に係る事業を推進するとともに、石川県、金沢市及び能登地方・加賀地方の自治体と包括協定を積極的に交わし、地域連携事業を円滑に進めている。さらに、平成25年度には、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」に採択され、リージョナルセンターとしての機能を強化するため、地域志向の教育研究を推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、「人類の知的遺産を継承・革新し、地域と世界に開かれた大学」を基本理念とし、「教育を重視した研究大学」の実現を目標としている。また、その教育研究の基本方針として、①多様な学生の受入れと優れた人材の育成、②基礎から実践に至る幅広い知の創造、③新しい学問の開拓と産業の創出、④地域と国際社会への貢献、及び⑤知の拠点としての情報発信の5つの柱を掲げている。

本学は以上のことを、「学問の自由」の立場に立って自主・自律的に推進するとともに、さらに、地域に根ざした活動を展開し、環日本海域を中心とする東アジアの拠点として全世界に情報を発信し、社会的な責任と使命を果たすこととする。また、この基本理念・目標等を達成するため、本学の組織、制度、運営を不断に見直し、自らの意志と責任において改革を持続的に進めることとする。

さらに、本学は、その具体的実現に向けて教育に関する目標及び研究に関する目標をそれぞれ定めている。（学域・研究科ごとの目的については、別添資料A参照）

【教育に関する目標】

《学士課程教育》

学士課程教育全体を通して、「時代の変化に対応できる基礎的な知識・思考法」、「自ら課題を発見・探求・解決する能力」及び「専門分野における確かな基礎学力と総合的視野」を身につけ、かつ、「人権・共生の時代にふさわしい感性・倫理観・問題意識を有し、国際性と地域への視点を兼ね備えた、リーダーシップを発揮できる市民」となるべき人材を育成する。

共通（教養）教育においては、学士課程教育全体の基盤となるべき知識・技能及び教養を身につけ、より発展的で幅広い専門外の知識や現代的な教養（人権・環境・共生・異文化理解・地域理解等）をも備えた人材の育成を、専門教育においては、専門的素養のある人材として活躍できる確かな基礎的能力を身につけるとともに、総合的視野を備えた人材の育成を図ることとしている。

《大学院課程教育》

深い専門性を有する研究者・高度専門職業人の養成、あるいは社会人のリカレント教育など、各研究科の特色や社会的ニーズに適合した多様な人材の育成を図る。

修士（博士前期）課程においては、学士課程教育での基礎を発展させ、専門性と学際性を備えた幅広い職業人（社会人のリカレント教育を含む。）及び研究者の育成を図ることとし、博士（博士後期）課程においては、学際的視野とともに、専門分野における極めて高度の研究能力を有する研究者及び高度の専門的知識を備えた先端的職業人の育成を図ることとしている。また、専門職学位課程（法科大学院）においては、適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家及び紛争予防のための調整能力を備えた社会貢献をなす法律家の養成を図ることとしている。

【研究に関する目標】

世界に通用する高度な学術研究を推進し、国際的に卓越した研究成果と将来性のある研究を産み出す先進的研究拠点の形成を目指すとともに、特に、環日本海地域を中心とした東アジア地域におけるアカデミアとしての中核的研究大学として、東アジアの学術拠点を目指す。

さらに、総合大学としての多様な研究を推進するための基盤を強化することに加えて、世界的な学問の潮流を見据え、学際的融合新領域を創出し、本学の資源を重点的に投入することにより、研究の一層の高度化・活性化を推進するとともに、本学の国際競争力の強化を図ることとしている。

【社会貢献に関する目標】

大学の有する人的・物的資源を活用し、地域社会との連携により、地域の課題解決に取り組むとともに、総合大学にふさわしいグローバルな視点を持ちつつ、地域創造に積極的に参画することとしている。

さらに、地域で蓄積したノウハウを東アジア、世界に展開するなど、国際展開を視野に入れた活動を推進することとしている。

また、本学は、平成 16 年 4 月、国立大学法人となるのを機会に、「社会のための大学」とは何であるかを改めて問い直し、本学の活動が自然・人間と調和した 21 世紀の時代を切り拓き、世界の平和と人類の持続的な発展に資するとの認識に立ち、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の位置付けをもって改革に取り組むこととして、その拠って立つ理念と目標を金沢大学憲章として制定し、教育、研究、社会貢献及び運営に関する基本的な方針を設定している。

《教育》

① 本学は、各種教育機関との接続、社会人のリカレント教育、海外からの留学、生涯学習等に配慮して、多様な資質と能力を持った意欲的な学生を受け入れ、学部とそれに接続する大学院において、明確な目標をもった実質的な教育を実施する。

② 本学は、学生の個性と学ぶ権利を尊重し、自学自習を基本とする。また、教育改善のために教員が組織的に取り組むFD活動を推進して、専門知識と課題探求能力、さらには国際感覚と倫理観を有する人間性豊かな人材を育成する。

《研究》

③ 本学は、真理の探究に関わる基礎研究から技術に直結する実践研究までの卓越した知の創造に努め、それらにより新たな学術分野を開拓し、技術移転や産業の創出等を図ることで積極的に社会に還元する。

④ 本学は、人文社会、自然科学及び医学の学問領域や、基礎と応用など研究の性格にかかわらず、構成員が学問の自由と健全な競争をもって主体的に研究を進める環境を整備する。また、萌芽的研究や若手研究者の育成に努め、常に新しさに挑戦し個性を引き出す体制を維持する。

《社会貢献》

⑤ 本学は、本学の有する資源を活用し、地域における学術文化の発展と教育・医療・福祉等の基盤づくりに貢献し、北陸さらには東アジアにおける知の拠点として、グローバル化の進む世界に向けて情報を発信する。

⑥ 本学は、入学前から卒業後に及ぶ学生教育の拡大、研究成果である知的財産の発掘・管理と社会への積極的な還元、さらには高度先端医療の発展と普及に努め、「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」の責務に応える。

《運営》

⑦ 本学は、それぞれの部局が専門性と役割に基づき独自性を発揮しつつ、全学的にそれらを有機的に連関させ、自主的・自律的に運営する。また、計画の達成度を評価し、組織・制度の見直しを含めて不断の改革を進める。

⑧ 本学は、国からの交付と自己収入から成る資金を厳格かつ計画的に活用するとともに、人権を尊重し、すべての構成員が職務に専念できる安全な環境を提供する。また、公共に奉仕する国立大学法人としての社会的な説明責任に応える。